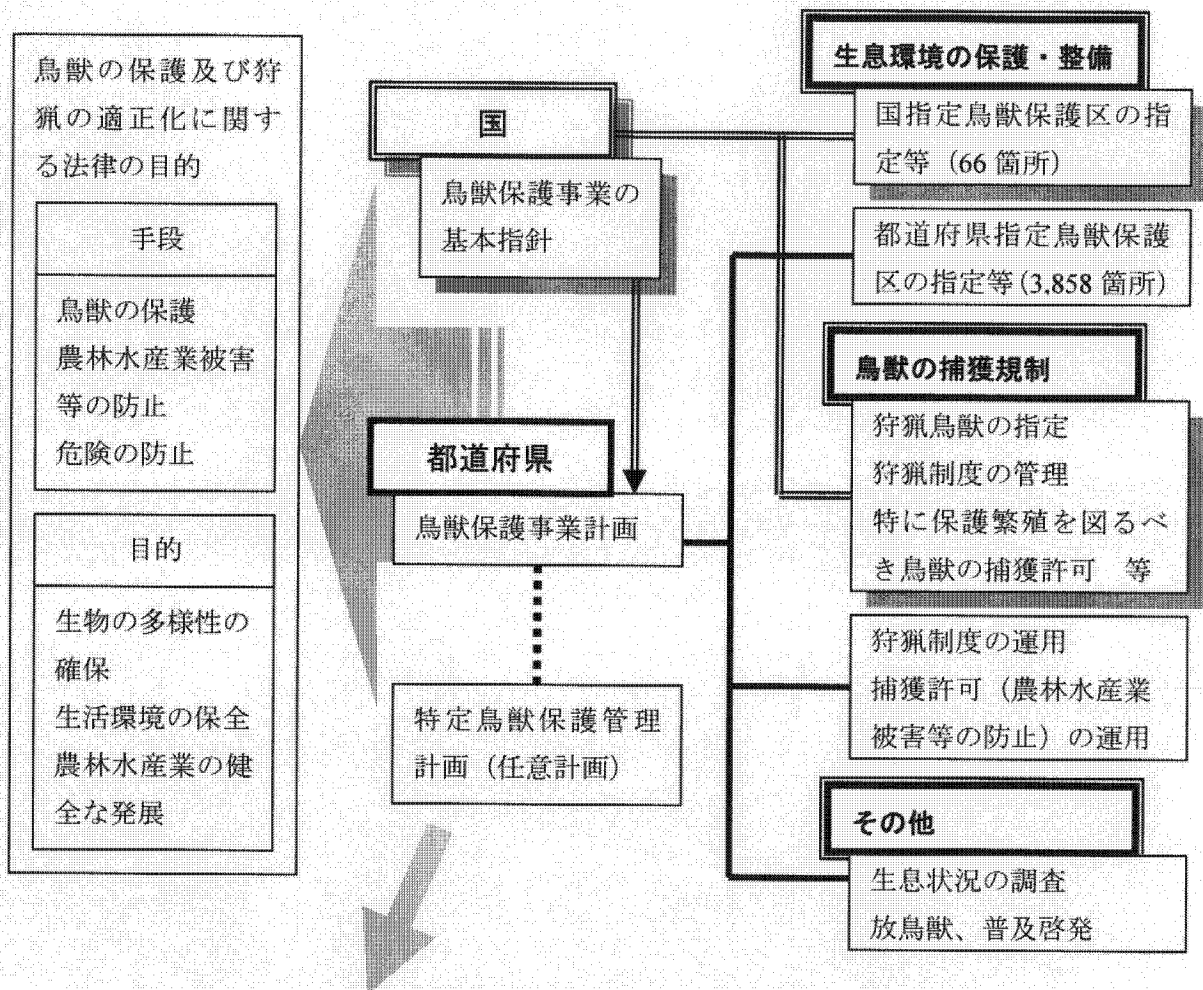
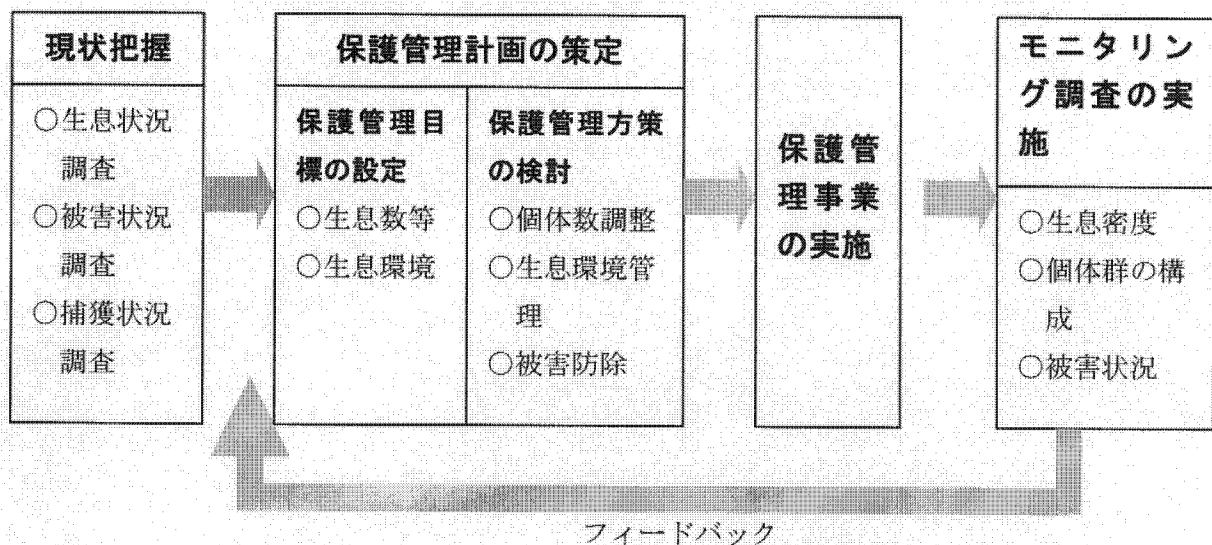


鳥獣保護施策の概要

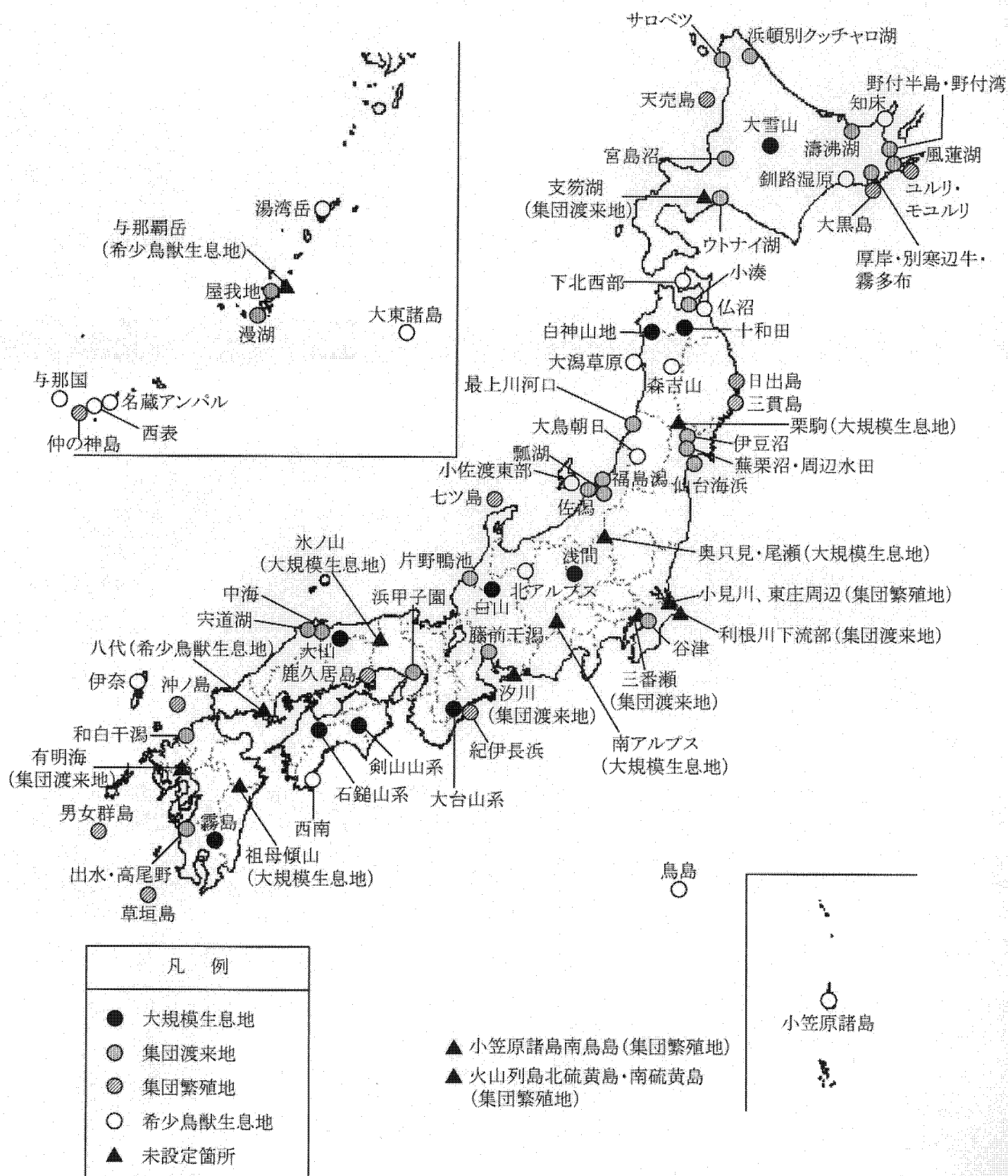


特定鳥獣保護管理計画の策定及び実行の流れ



国指定鳥獣保護区指定状況

(平成18(2006)年3月末現在)



国指定鳥獣保護区指定状況 (平成18年3月31日現在)

() 内は特別保護地区

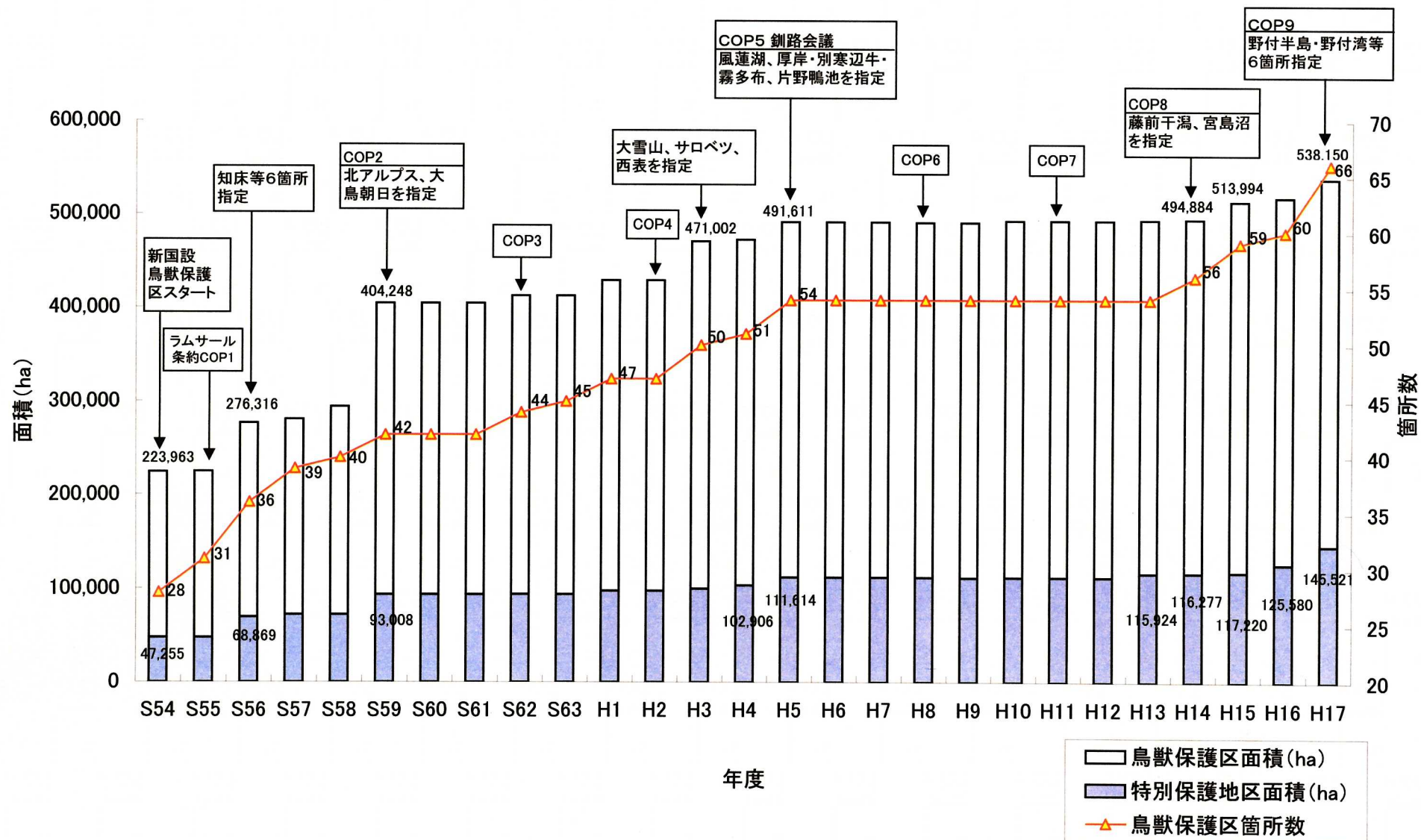
類別	番号	名 称	面積(ha)	当初設定 年 月 日	存続期間	所 在 地	主 な 対 象 鳥 獣
大規模生息地	1	大雪山	35,534	H 4. 3. 1	H 4. 3. 1 H 23. 9. 30	北海道	ギンザンマシコ、クマゲラ、エゾミユビゲラ、ナキウサギ、ヒグマ
	2	十和田	38,772 (19,419)	S 28.10.10 (S 28.10.10)	H 9.11. 1 H 19.10.31	青森県、秋田県	オオルリ、ミンサザイ、カワガラス、キセキレイ
	3	白神山地	17,157	H 16. 3. 1	H 16. 3. 1 H 25.10.31	青森県、秋田県	イヌワシ、クマタカ、オオダカ、ツキノワグマ、ニホンカモシカ
	4	浅間	32,218 (947)	S 26. 5. 1 (S 26. 5. 1)	H 13.11. 1 H 23.10.31	群馬県、長野県	ホトトギス、サンショウクイ、ヤブサメ、クロツグミ
	5	白山	38,061	S 44. 3. 31	H 10.11. 1 H 20.10.31	石川県、岐阜県	イヌワシ、ホシガラス、カモシカ、ツキノワグマ
	6	大台山系	18,054 (1,403)	S 47.11. 1 (S 47.11. 1)	H 4.11. 1 H 24.10.31	三重県、奈良県	オオルリ、コルリ、コマドリ、キビタキ、コノハズク
	7	剣山山系	10,139 (1,189)	H 1.11. 1 (H 1.11. 1)	H 1.11. 1 H 21.10.31	徳島県、高知県	クマタカ、ツキノワグマ、カモシカ
	8	大山	5,984 (2,266)	S 32.12. 1 (S 32.12. 1)	H 9.11. 1 H 19.10.31	鳥取県	ヤマガラ、ヒガラ、ツツドリ、サンコウチョウ
	9	石鎚山系	10,858 (802)	S 52.11. 1 (S 52.11. 1)	H 9.11. 1 H 19.10.31	愛媛県、高知県	ホシガラス、カヤクグリ、コノハズク、トラツグミ
	10	霧島	11,364 (1,884)	S 53.11. 1 (S 53.11. 1)	H 10.11. 1 H 20.10.31	宮崎県、鹿児島県	ホオジロ、エナガ、コガラ、アオゲラ、コシジロヤマドリ
集団渡来地	11	浜頓別クッチャロ湖	2,803 (1,607)	S 58. 3. 31 (S 58. 3. 31)	H 15. 3. 31 H 35. 3. 30	北海道	コハクチョウ
	12	サロベツ	2,560 (2,560)	H 4. 3. 1 (H 4. 3. 1)	H 4. 3. 1 H 23. 9. 30	北海道	ヒシクイ、オオハクチョウ、ミコアイサ、アカエリカイツブリ
	13	津波湖	2,051 (900)	H 4.10.16 (H 4.10.16)	H 4.10.16 H 24. 9. 30	北海道	オオハクチョウ、ヒシクイ、マガモ、オジロワシ
	14	野付半島・野付湾	6,146 (6,053)	H 17.11. 1 (H 17.11. 1)	H 17.11. 1 H 37.10.31	北海道	コクガン、オオワシ、オジロワシ
	15	風蓮湖	7,806 (6,139)	H 5. 7. 24 (H 5. 7. 24)	H 5. 7. 24 H 25. 7. 23	北海道	タンチョウ、オオハクチョウ、ヒシクイ、オジロワシ、クマゲラ
	16	厚岸・別寒辺牛・霧多布	11,271 (7,781)	H 5. 6. 1 (H 5. 6. 1)	H 5. 6. 1 H 24. 9. 30	北海道	タンチョウ、ヒシクイ、オオハクチョウ、ミコアイサ
	17	宮島沼	41 (41)	H 14.11. 1 (H 14.11. 1)	H 14.11. 1 H 34.10.31	北海道	マガン、ヒシクイ、コハクチョウ
	18	ウトナイ湖	510 (510)	S 57. 3. 31 (S 57. 3. 31)	H 3.11. 1 H 23. 9. 30	北海道	マガン、オオハクチョウ、コハクチョウ
	19	小湊	4,518	S 46.11. 1	H 13.11. 1 H 33.10.31	青森県	オオハクチョウ
	20	伊豆沼	1,450 (920)	S 57.11. 1 (S 57.11. 1)	H 14.11. 1 H 34.10.31	宮城県	マガン、ヒシクイ、オオハクチョウ、コハクチョウ
	21	仙台海浜	7,790 (228)	S 62. 4. 1 (S 62. 4. 1)	S 62. 4. 1 H 19. 3. 31	宮城県	ハマシギ、ミユビシギ、ツルシギ、コクガン
	22	蕨栗沼・周辺水田	3,061 (423)	H 17.11. 1 (H 17.11. 1)	H 17.11. 1 H 27.10.31	宮城県	マガン、オオヒシクイ、オオハクチョウ、カモ類、コジュリシ
	23	最上川河口	1,537	H 17.11. 1	H 17.11. 1 H 27.10.31	新潟県	ハクチョウ、コクガン、ヒシクイ
	24	福島潟	163	S 49.11. 1	H 16.11. 1 H 26.10.31	新潟県	ヒシクイ、オオハクチョウ、コハクチョウ
	25	瓢湖	281 (8)	H 17.11. 1	H 17.11. 1 H 27.10.31	新潟県	ハクチョウ
	26	佐潟	251	S 56. 3. 31	H 2.11. 1 H 22.10.31	新潟県	ヒシクイ、ハクチョウ類
	27	谷津	41 (40)	S 63.11. 1 (S 63.11. 1)	S 63.11. 1 H 20.10.31	千葉県	ハマシギ、キアシシギ、ダイシャクシギ、ホウロクシギ
	28	片野鴨池	10 (10)	H 5.11. 1 (H 5.11. 1)	H 15.11. 1 H 35.10.31	石川県	マガン、ヒシクイ、マガモ、コガモ、カワウ、アオサギ
	29	藤前干潟	770 (323)	H 14.11. 1 (S 14.11. 1)	H 14.11. 1 H 24.10.31	愛知県	ハマシギ、トウネン、ダイゼン、オオソリハシシギ、メダイチドリ
	30	浜甲子園	30 (12)	S 53.11. 1 (S 53.11. 1)	H 10.11. 1 H 20.10.31	兵庫県	オオソリハシシギ、ハマシギ、ツルシギ、キアシシギ
	31	中海	8,724 (8,043)	S 49.11. 1 (S 49.11. 1)	H 16.11. 1 H 26.10.31	鳥取県、島根県	コハクチョウ
	32	矢道湖	7,851 (7,652)	H 17.11. 1 (H 17.11. 1)	H 17.11. 1 H 27.10.31	島根県	ガン・カモ類
	33	和白干潟	254	H 15.11. 1	H 15.11. 1 H 25.10.31	福岡県	シロチドリ、トウネン、ハマシギ、ツクシガモ、クロツラヘラサギ
	34	出水・高尾野	842 (54)	S 62.11. 1 (H 9.11. 1)	H 9.11. 1 H 19.10.31	鹿児島県	ナベヅル、マナヅル
	35	屋我地	3,280 (1,001)	S 51.11. 1 (S 51.11. 1)	H 8.11. 1 H 18.10.31	沖縄県	ハマシギ、シロチドリ、セイタカシギ、キアシシギ
	36	漫湖	250 (58)	S 52.11. 1 (H 9.11. 1)	H 9.10.31 H 19.10.31	沖縄県	セイタカシギ、ハマシギ、シロチドリ、トウネン
集団繁殖地	37	天売島	546 (117)	S 57. 3. 31 (S 57. 3. 31)	H 3.11. 1 H 23. 9. 30	北海道	ウミガラス、ケイマフリ、ウミスズメ
	38	ユルリ・モユルリ	200 (31)	S 57. 3. 31 (S 57. 3. 31)	H 3.11. 1 H 23. 9. 30	北海道	チシマウガラス、オオセグロカモメ、ウミガラス、エトビリカ
	39	大黒島	107 (107)	S 47.11. 1 (S 47.11. 1)	H 4.11. 1 H 24. 9. 30	北海道	エトビリカ、ウトウ、コシジロウミツバメ、ケイマフリ
	40	日出島	8 (8)	S 57.11. 1 (S 57.11. 1)	H 14.11. 1 H 34.10.31	岩手県	クロコンジロウミツバメ、オオミズナギドリ、ウミネコ
	41	三貫島	25 (25)	S 56.11. 1 (S 56.11. 1)	H 13.11. 1 H 33.10.31	岩手県	ケイマフリ、ウミツバメ、オオミズナギドリ
	42	七ツ島	24 (24)	S 48.11. 1 (H 15.11. 1)	H 15.11. 1 H 35.10.31	石川県	オオミズナギドリ、カンムリウミスズメ

類別	番号	名 称	面積 (ha)	当初指定 年 月 日	存続期間	所 在 地	主 な 対 象 鳥 獣
集 団 繁 殖 地	4 3	紀伊長島	7,452 (71)	S 44.11. 1 (S 44.11. 1)	H 11.11. 1 H 21.10.31	三重県	カンムリウミスズメ
	4 4	鹿久居島	662	S 28.10. 1	H 15.11. 1 H 35.10.31	岡山県	アオサギ
	4 5	沖ノ島	97 (94)	S 59. 3.31 (S 59. 3.31)	S 16. 3.30 H 35.10.31	福岡県	ヒメクロウミツバメ、カンムリウ ミスズメ
	4 6	男女群島	416 (416)	S 48.11. 1 (S 48.11. 1)	H 5.11. 1 H 25.10.31	長崎県	オオミズナギドリ、カンムリウミスズ メ
	4 7	草垣島	21 (21)	S 48.11. 1 (S 48.11. 1)	S 15.11. 1 H 35.10.31	鹿児島県	オオミズナギドリ、カツオドリ
	4 8	仲の神島	18 (18)	S 56. 3.31 (S 56. 3.31)	H 10.11. 1 H 30.10.31	沖縄県	エリグロアジサシ、クロアジサシ
	4 9	知床	44,053 (23,630) (*1,156)	S 57. 3.31 (S 57. 3.31) (* H 13.11.1)	H 13.11. 1 H 33.10.31	北海道	エゾシマフクロウ (*: 特別保護指定区域)
	5 0	釧路湿原	11,523 (6,962)	S 33.11. 1 (S 54. 3.31)	H 10.11. 1 H 20.10.31	北海道	タンチョウ
希 少 鳥 獣 生 息 地	5 1	下北西部	5,281 (1,068)	S 59.11. 1 (S 59.11. 1)	H 16.11. 1 H 26.10.31	青森県	サル
	5 2	仏沼	737 (222)	H 17.11. 1 (H 17.11. 1)	H 17.11. 1 H 27.10.31	青森県	オオセッカ、コジュリン、シマクイ ナ、オジロワシ
	5 3	大潟草原	135 (48) (* 48)	S 52. 3.31 (S 52. 3.31) (* S 54.5.1)	H 9. 3.31 H 19.10.30	秋田県	オオセッカ (*: 特別保護指定区域)
	5 4	森吉山	6,616 (1,573)	S 48.11. 1 (S 48.11. 1)	H 15.11. 1 H 25.10.31	秋田県	クマゲラ
	5 5	大島朝日	38,285 (8,611)	S 59.11. 1 (S 59.11. 1)	H 16.11. 1 H 26.10.31	山形県、新潟県	ニホンイヌワシ
	5 6	鳥島	453	S 29.11. 1	H 6.11. 1 H 26.10.31	東京都	アホウドリ
	5 7	小笠原諸島	5,899 (1,331)	S 55. 3.31 (S 55. 3.31)	H 11.11. 1 H 21.10.31	東京都	オガサワラノスリ、アカガシラカラス バト、オガサワラカワラヒワ、ハバジ マメグロ
	5 8	小佐渡東部	734 (734)	S 57. 3.31 (S 57. 3.31)	H 13.11. 1 H 23.10.31	新潟県	トキ
	5 9	北アルプス	110,306 (25,349)	S 59.11. 1 (S 59.11. 1)	H 16.11. 1 H 26.10.31	富山県、長野県、 岐阜県	ニホンライチョウ
	6 0	西南	1,533	S 64.11. 1	H 11.11. 1 H 21.10.31	高知県	カワウソ
	6 1	伊奈	1,173	H 1.11. 1	H 1.11. 1 H 21.10.31	長崎県	ツシマヤマネコ
	6 2	湯湾岳	320 (103)	S 40.11. 1 (S 52.11. 1)	H 17.11. 1 H 37.10.31	鹿児島県	オーストンオオアカゲラ、ナミアカヒ ゲ、オオトラツグミ、ルリカケス、ア
	6 3	名蔵アンバル	1,145 (74)	H 15.11. 1 (H 15.11. 1)	H 15.11. 1 H 35.10.31	沖縄県	アカアシシギ、セイタカシギ、カンム リワシ、リュウキュウツミ、 チュウヒ、キンバト、オオクイナ
	6 4	大東諸島	4,251 (234)	H 16.11. 1 (H 16.11. 1)	H 16.11. 1 H 36.10.30	沖縄県	ダイトウオオコウモリ、ダイトウノス リ、コアホウドリ、オオヨシゴイ、セ イタカシギ、ダイトウカイツブリ、ダ イトウコノハズク、ダイトウヒヨドリ ダイトウメジロ
	6 5	与那国	187	S 56. 3.31	H 12.11. 1 H 22.10.31	沖縄県	ヨナクニカラスバト、キンバト
	6 6	西表	3,841 (2,306)	H 4. 3. 1 (H 4. 3. 1)	H 13.11. 1 H 23.10.31	沖縄県	カンムリワシ、ヨナクニカラスバト、 キンバト、イリオモテヤマネコ
合 計			538,150 (145,521) (1,204)				

未 指 定 箇 所

名 称	設定区分	所 在 地	主 な 対 象 鳥 獣
支笏湖	大規模生息地	北海道	クマゲラ、ヒグマ、エゾシカ
栗駒	大規模生息地	岩手県、宮城県、 秋田県、山形県	イヌワシ、ツキノワグマ、カモシカ
奥只見・尾瀬	大規模生息地	福島県、新潟県、群馬県	イヌワシ、ツキノワグマ、ニホンジカ
南アルプス	大規模生息地	長野県、山梨県、静岡県	ライチョウ、イヌワシ、カモシカ
氷ノ山	大規模生息地	兵庫県、鳥取県	イヌワシ、クマタカ、ツキノワグマ
祖母嶺山	大規模生息地	大分県、宮崎県	クマタカ、カモシカ
利根川下流部	集団渡来地	茨城県	シロチドリ、チュウシャクシギ
三番瀬	集団渡来地	千葉県	スズガモ
汐川	集団渡来地	愛知県	オオメダイチドリ、タカブシギ、ホウロク シギ、チュウシャクシギ
有明海	集団渡来地	福岡県、佐賀県	オオソリハシシギ、ダイシャクシギ、ツバ メチドリ、セイタカシギ
小見川、東庄周辺	集団繁殖地	茨城県、千葉県	オオセッカ
小笠原諸島南鳥島	集団繁殖地	東京都	アカオネツタイチョウ
火山列島北硫黄島・南硫黄島	集団繁殖地	東京都	クロウミツバメ
八代	希少鳥獣生息地	山口県	ナベヅル
与那覇岳	希少鳥獣生息地	沖縄県	ノグチゲラ、ホントウアカヒゲ、ヤンバル クイナ

国指定鳥獣保護区(新国設)の面積・箇所数の変遷



○都道府県指定鳥獣保護区の指定等の現況

(単位: 箇所、ha)

	都道府県名	鳥獣保護区		特別保護地区		特別保護指定区域	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
1	北海道	310	275,364	89	17,420		
2	青森県	83	71,415	8	1,552		
3	岩手県	138	143,230	14	8,827		
4	宮城県	94	139,346	9	8,653		
5	秋田県	171	133,655	40	7,943		
6	山形県	55	82,689	9	5,568		
7	福島県	145	151,953	21	12,965		
8	茨城県	77	60,426	8	1,280		
9	栃木県	110	82,976	18	6,398		
10	群馬県	52	58,248	7	1,226		
11	埼玉県	64	29,956	1	591		
12	千葉県	61	41,567	6	428		
13	東京都	38	47,735	9	2,657		
14	神奈川県	102	43,870	6	4,266		
15	新潟県	88	151,081	8	8,139		
16	富山県	39	42,594	7	1,196	1	3
17	石川県	46	28,574	7	446		
18	福井県	45	30,681	14	1,346		
19	山梨県	42	77,802	10	5,787		
20	長野県	145	163,126	13	8,373		
21	岐阜県	131	76,168	33	6,682		
22	静岡県	113	146,294	4	6,041		
23	愛知県	66	25,714	4	439		
24	三重県	92	55,378	8	683		
25	滋賀県	45	99,306	14	1,380		
26	京都府	68	28,905	2	142		
27	大阪府	15	10,596	1	70		
28	兵庫県	97	43,597	11	1,397		
29	奈良県	23	39,766	3	526		
30	和歌山県	101	33,142	9	1,050		
31	鳥取県	20	19,310	3	368		
32	島根県	84	39,925	13	675		
33	岡山県	72	31,131	11	1,220		
34	広島県	113	65,346	8	7,962	1	6,230
35	山口県	80	52,558	33	1,723		
36	徳島県	55	15,433	22	1,822		

	都道府県名	鳥獣保護区		特別保護地区		特別保護指定区域	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
37	香川県	24	8,955	4	579		
38	愛媛県	58	57,603	11	1,375		
39	高知県	61	32,174	9	562		
40	福岡県	43	64,755	5	1,538		
41	佐賀県	39	17,673	4	324		
42	長崎県	98	38,985	20	1,416		
43	熊本県	107	92,641	6	613		
44	大分県	72	50,764	10	713		
45	宮崎県	109	60,965	8	1,996		
46	鹿児島県	137	68,359	3	1366		
47	沖縄県	18	10,304	9	707		
合計		3,846	3,142,035	572	148,430	2	6,233

(平成18年3月31日現在)

再掲(指定区分別箇所数及び面積ー全国)

	鳥獣保護区		特別保護地区	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
森林鳥獣生息地	2,111	1,920,584	397	61,840
大規模生息地	28	433,221	32	45,059
集団渡来地	236	411,307	35	25,497
集団繁殖地	40	31,442	19	2,106
希少鳥獣生息地	62	40,965	20	9,625
生息地回廊	11	7,335	1	220
身近な鳥獣生息地	1,358	297,181	68	4,083

大型哺乳類の生息分布等

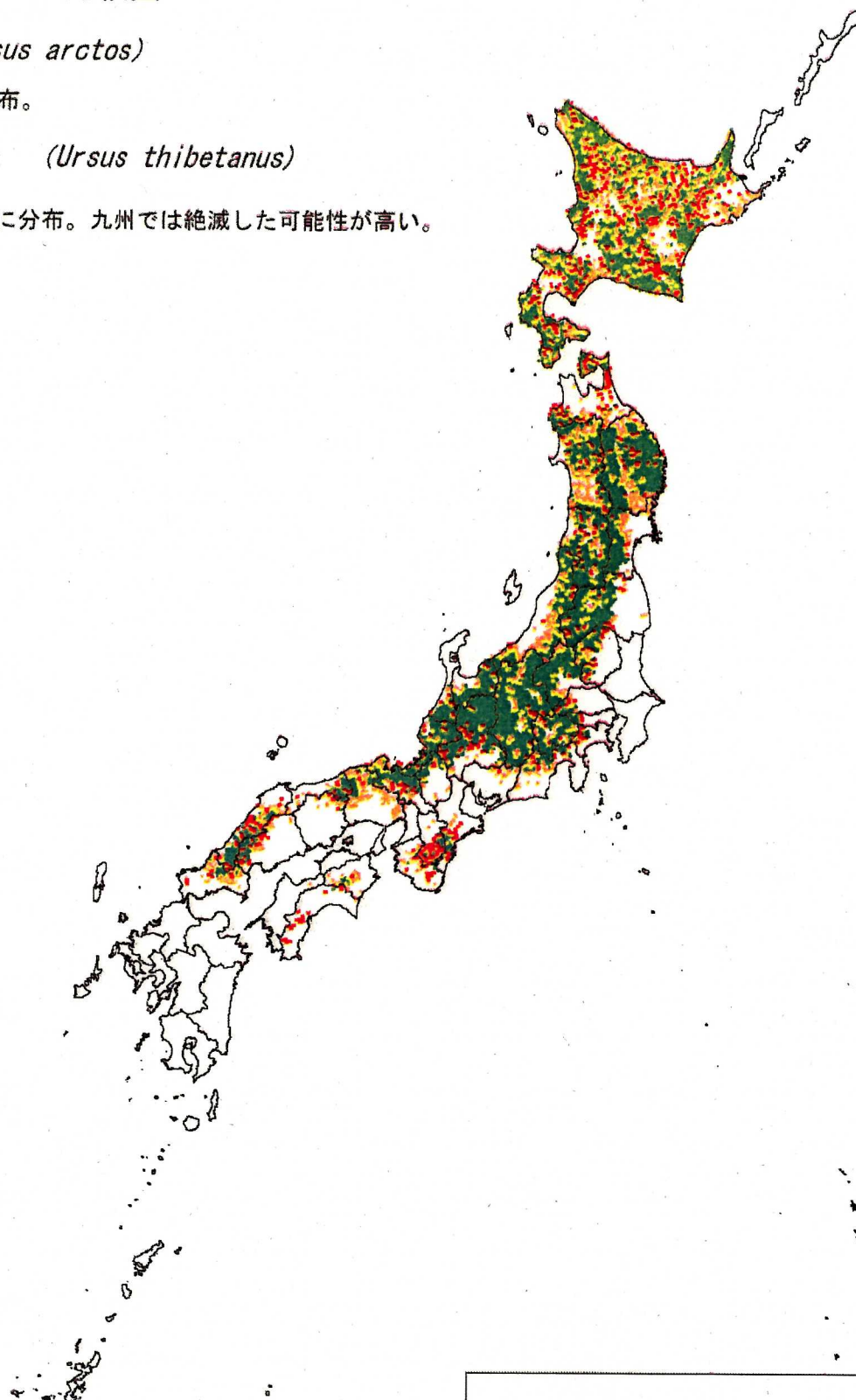
全国分布メッシュ比較図

ヒグマ (*Ursus arctos*)

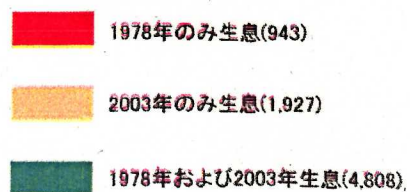
北海道に分布。

ツキノワグマ (*Ursus thibetanus*)

本州、四国に分布。九州では絶滅した可能性が高い。



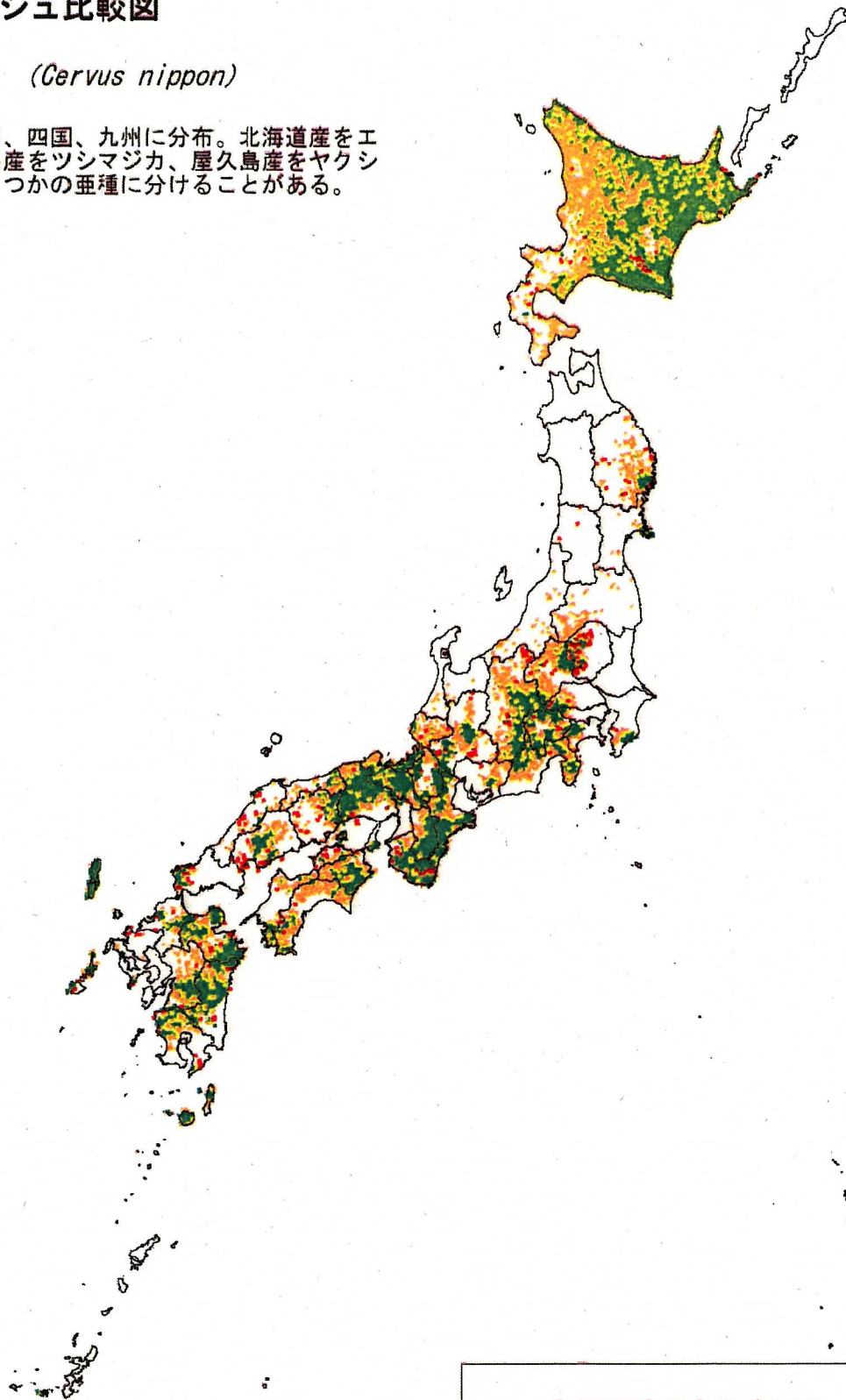
自然環境保全基礎調査
哺乳類分布調査(生息メッシュ数)



全国分布メッシュ比較図

ニホンジカ (*Cervus nippon*)

北海道、本州、四国、九州に分布。北海道産をエゾシカ、対馬産をツシマジカ、屋久島産をヤクシカなど、いくつかの亜種に分けることがある。



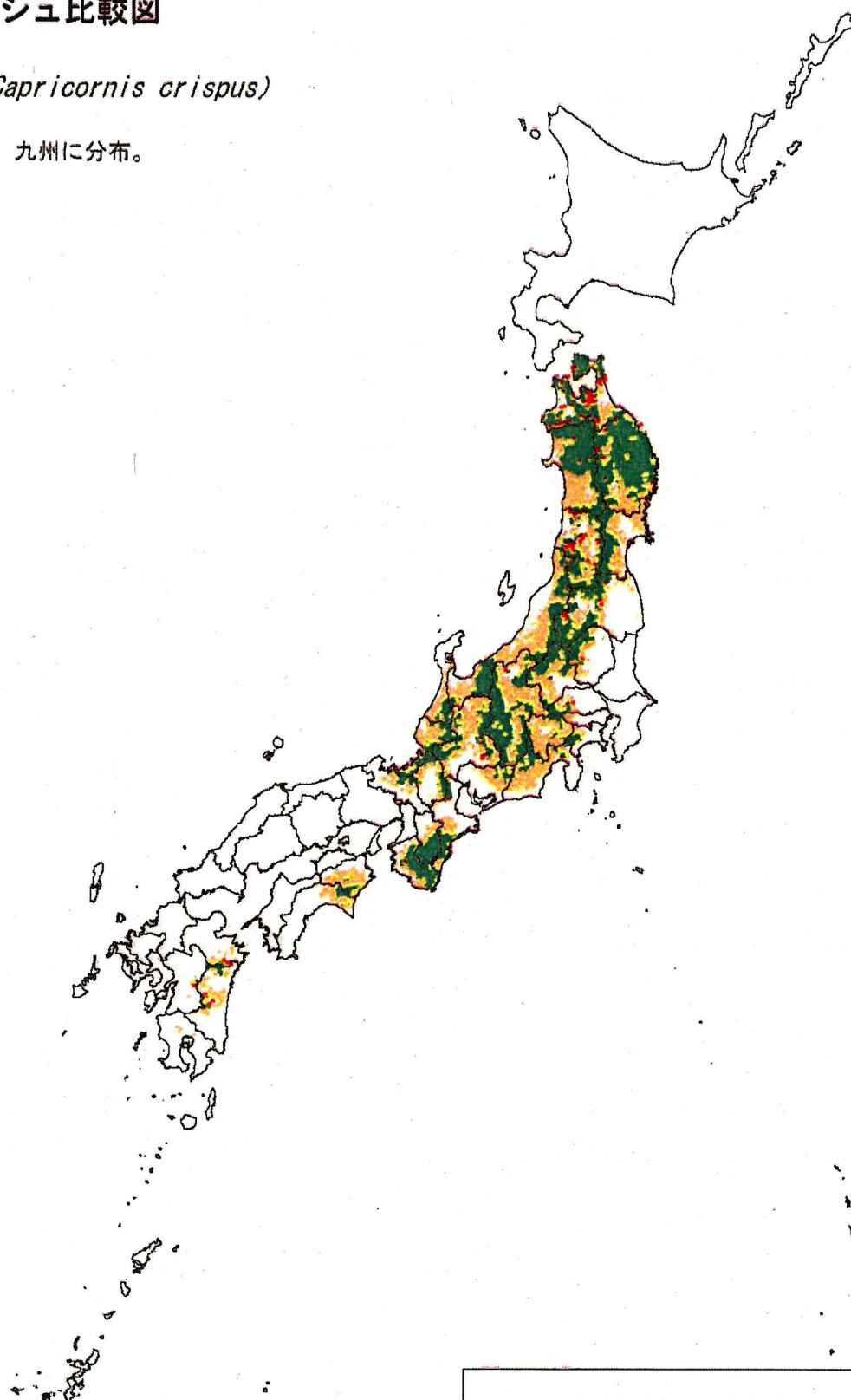
自然環境保全基礎調査 哺乳類分布調査(生息メッシュ数)

- 1978年のみ生息(292)
- 2003年のみ生息(3,416)
- 1978年および2003年生息(3,928)

全国分布メッシュ比較図

カモシカ (*Capricornis crispus*)

本州、四国、九州に分布。



自然環境保全基礎調査 哺乳類分布調査(生息メッシュ数)

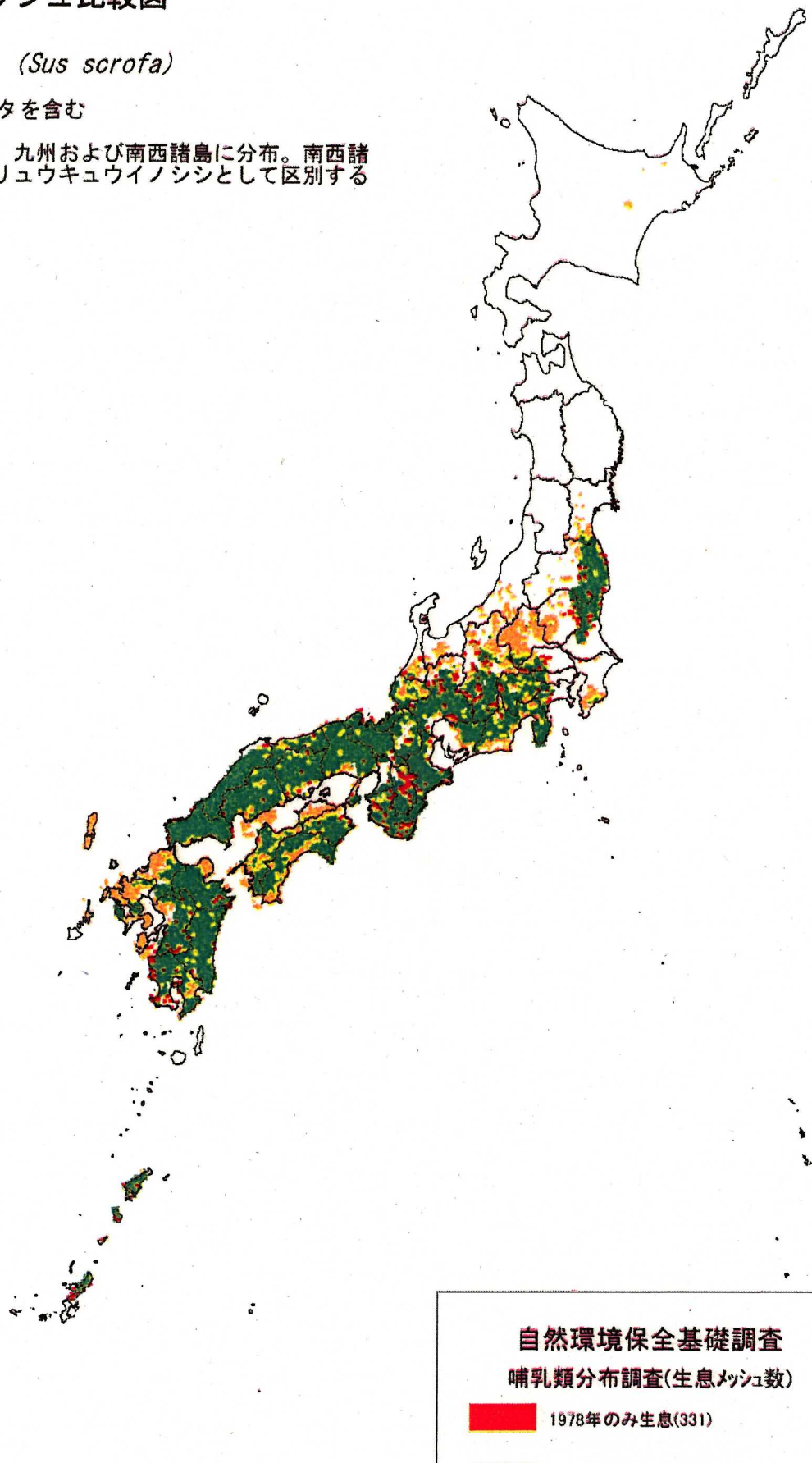
- 1978年のみ生息(139)
- 2003年のみ生息(2,202)
- 1978年および2003年生息(2,808)

全国分布メッシュ比較図

イノシシ (*Sus scrofa*)

※イノブタを含む

本州、四国、九州および南西諸島に分布。南西諸島産を亜種リュウキュウイノシシとして区別することがある。



自然環境保全基礎調査

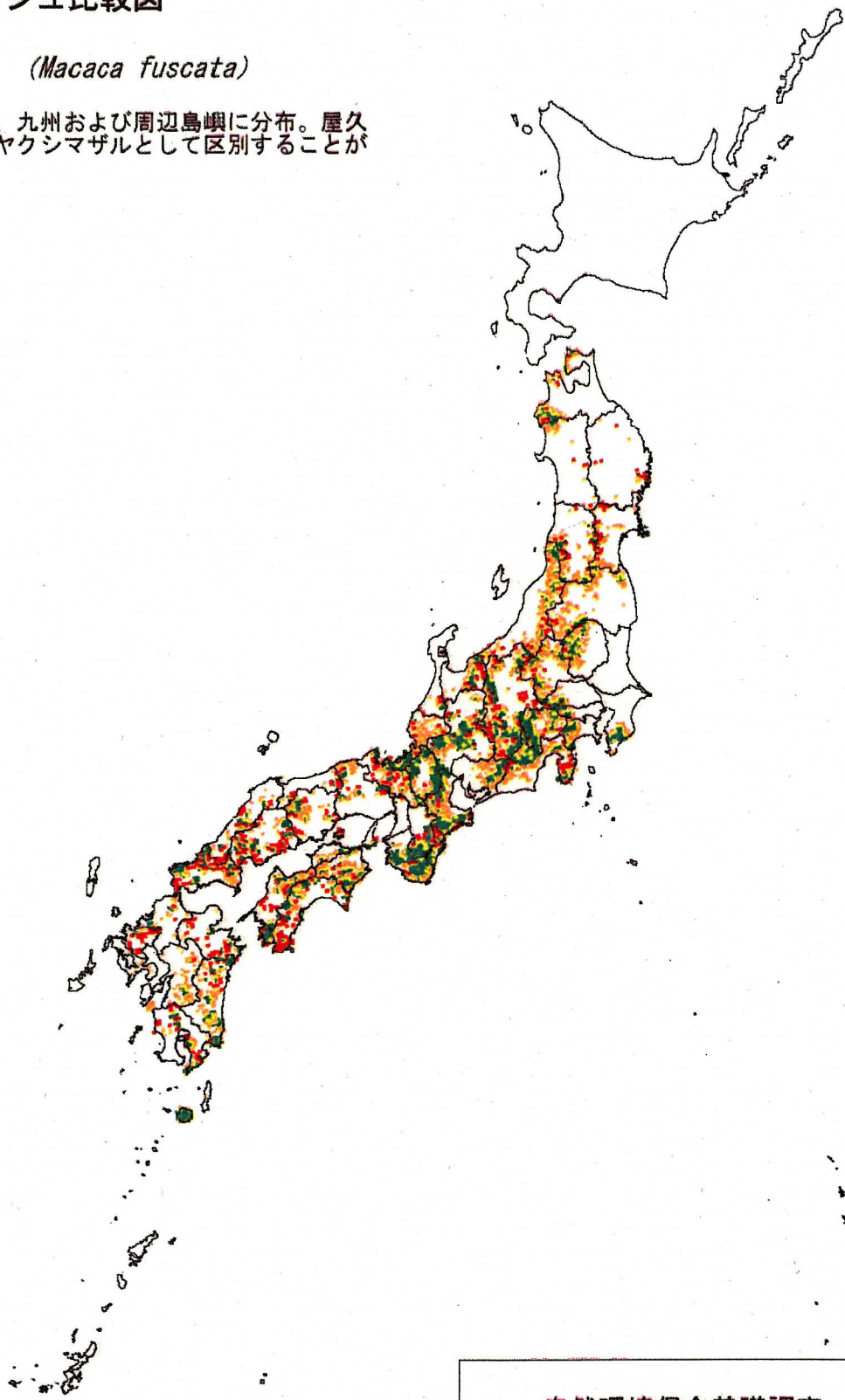
哺乳類分布調査(生息メッシュ数)

- 1978年のみ生息(331)
- 2003年のみ生息(1,836)
- 1978年および2003年生息(4,857)

全国分布メッシュ比較図

ニホンザル (*Macaca fuscata*)

本州、四国、九州および周辺島嶼に分布。屋久島産を亜種ヤクシマザルとして区別することがある。



自然環境保全基礎調査 哺乳類分布調査(生息メッシュ数)

- 1978年のみ生息(640)
- 2003年のみ生息(1,823)
- 1978年および2003年生息(1,648)

カワウ

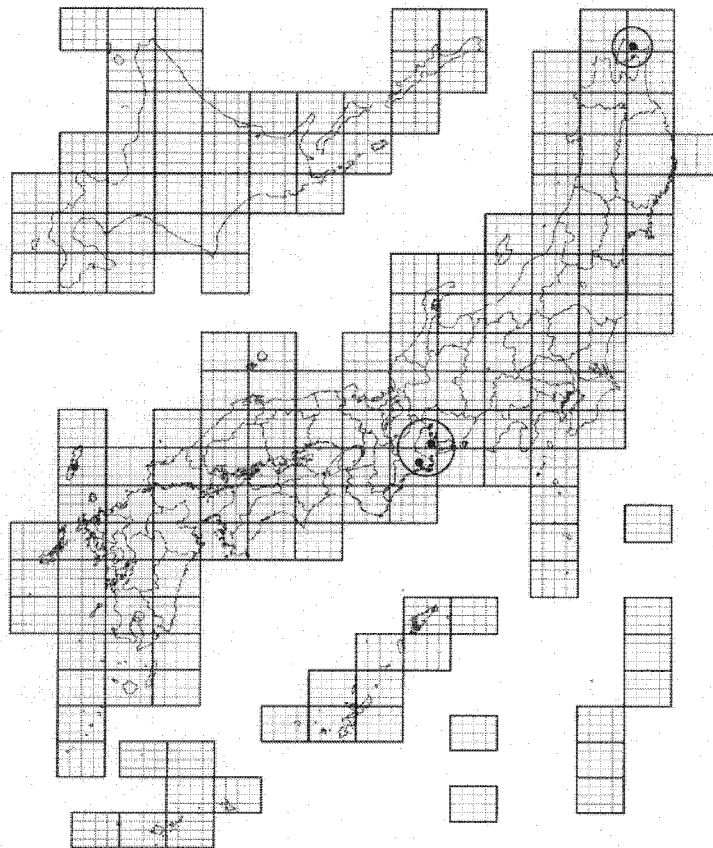
(分類) ペリカン目ウ科 *Phalacrocorax carbo*

(環境省 RDB 種) -

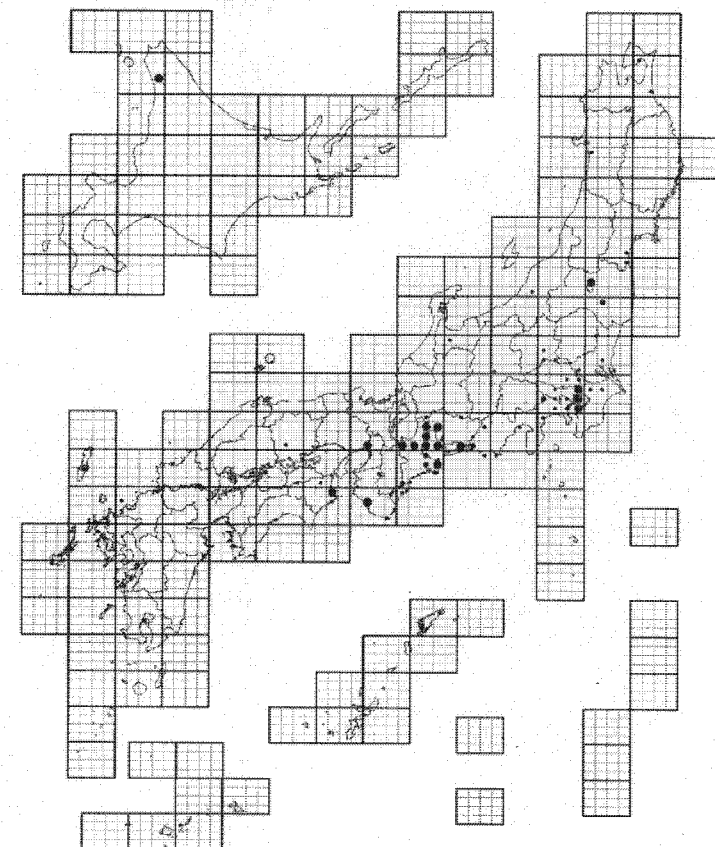
(分布) おもに本州以南の水域で留鳥。世界の水域に広く分布。

(生態) 水辺の樹木で集団で営巣する。3～4卵を約30日抱卵し、約45日齢で巣立つ。おもに潜水して小～中型の魚類を採食する。夏は浅い海水域に多く、冬は内陸の水域を利用することがわかってきた。

1974年－1978年 メッシュ数 A=3 B=0 C=2



1997年－2002年 メッシュ数 A=17 B=6 C=39



中大型哺乳類の分布拡大と植生自然度との関係

(生物多様性センター調べ)

1. 解析手法

調査対象7種について、第5回基礎調査(1997年まで現地調査)のデータで作成された植生自然度データと、分布情報のあったメッシュの重なりについて解析した。

[植生自然度]

植生調査を元に、土地の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標であり、以下の基準により10区分している。

(注; 植生調査対象外の内水面等は、「その他」として別区分)

植生自然度区分基準

植生自然度	区分基準
10	自然草原(高山植物群落、自然草原など)
9	自然林(針葉樹、広葉樹の自然林)
8	二次林の自然林に近いもの(広葉樹の再生林などで特に自然植生に近い林)
7	二次林(ブナ林など一般に二次林と呼ばれる林)
6	植林地(常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地)
5	背の高い二次草原(ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原)
4	背の低い二次草原(シバ群落等の背丈の低い草原)
3	樹園地(果樹園、桑園、茶畑、苗圃等)
2	農耕地・緑の多い住宅地(畑地、水田等の耕作地や、住宅地で林が散在する地区)
1	市街地、造成地(植生のほとんど存在しない地区)

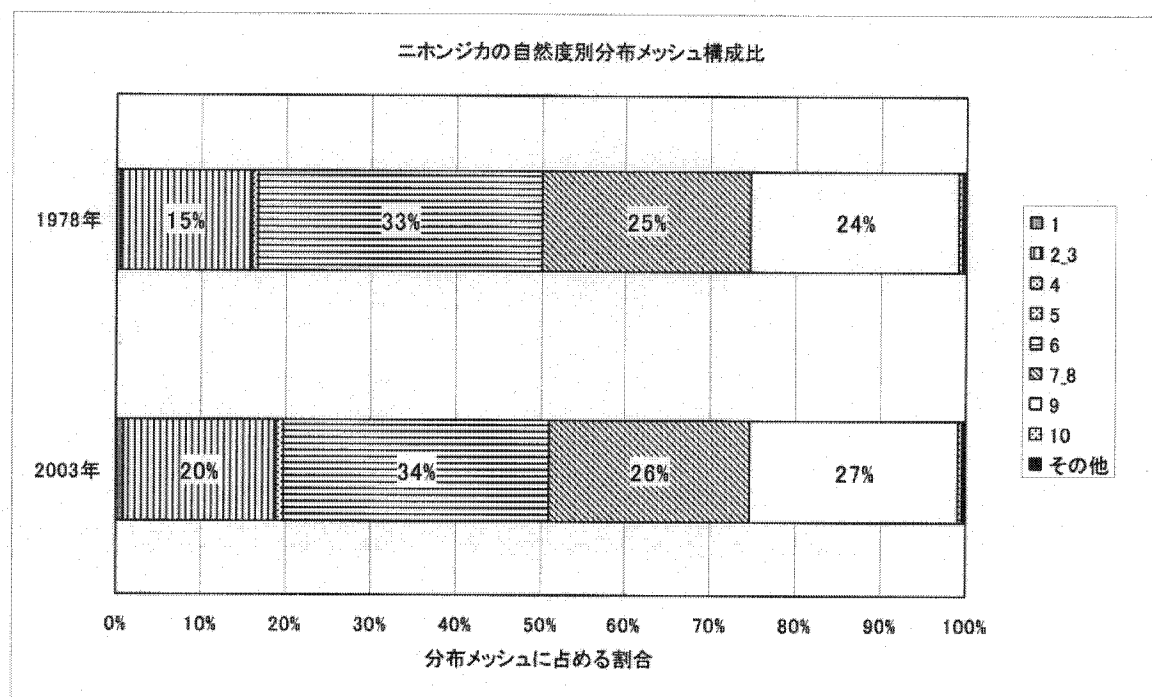
なお、本解析では、上記の10区分を、中大型哺乳類の生息状況に照らして、2及び3、7及び8は、通常地域的に混在するためそれぞれまとめ、区分としては、「その他」も含め9区分として比較した。

2. 結果

サル、ツキノワグマ、イノシシなどのいずれの種においても、植生自然度2-3(耕作地・緑の多い住宅地及び樹園地)で拡大しており、また、6(植林地)及び7-8(二次林)でも拡大が見られる。

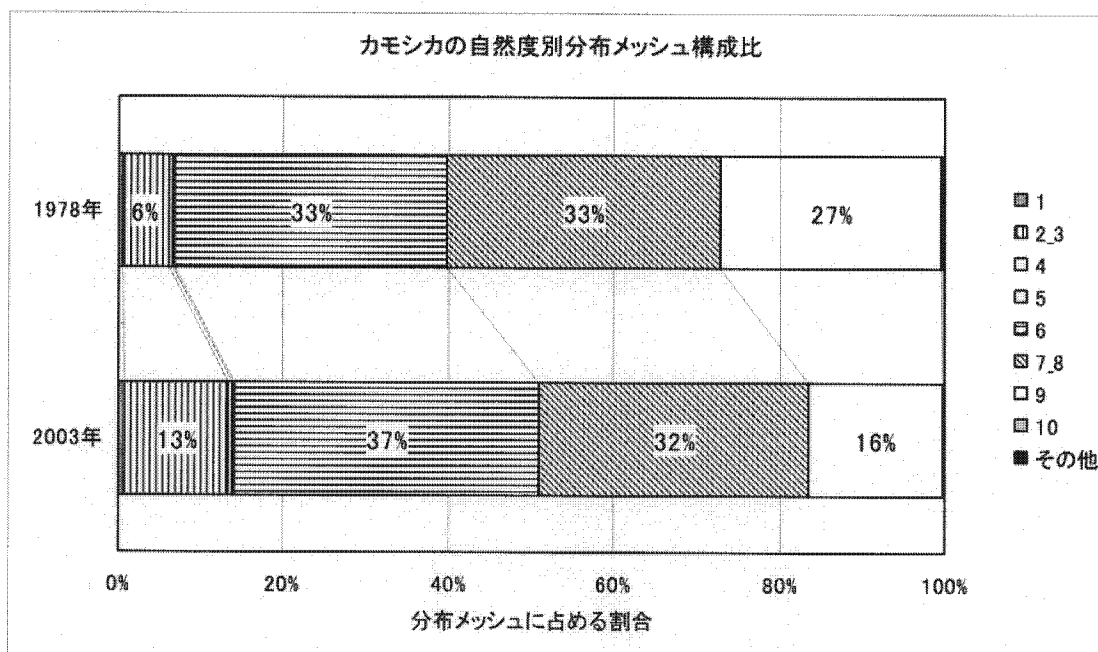
1. ニホンジカ

植生自然度 2 - 3（耕作地・緑の多い住宅地及び樹園地）が増加している。



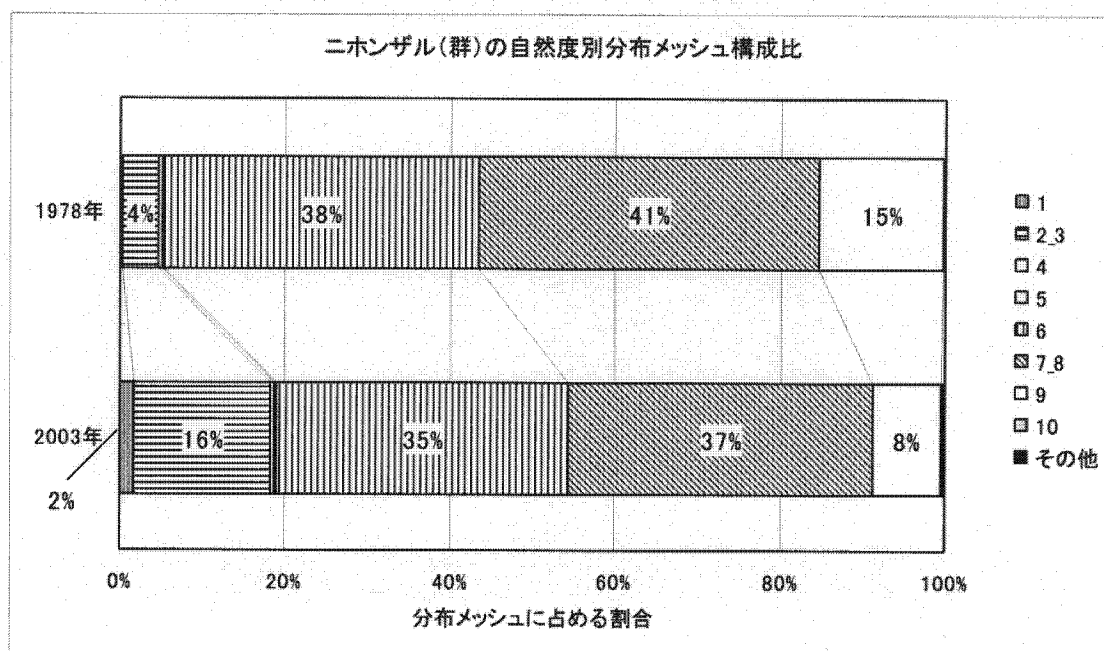
2. カモシカ

植生自然度 2 - 3（耕作地・緑の多い住宅地及び樹園地）及び、6（植林地）が増加している。



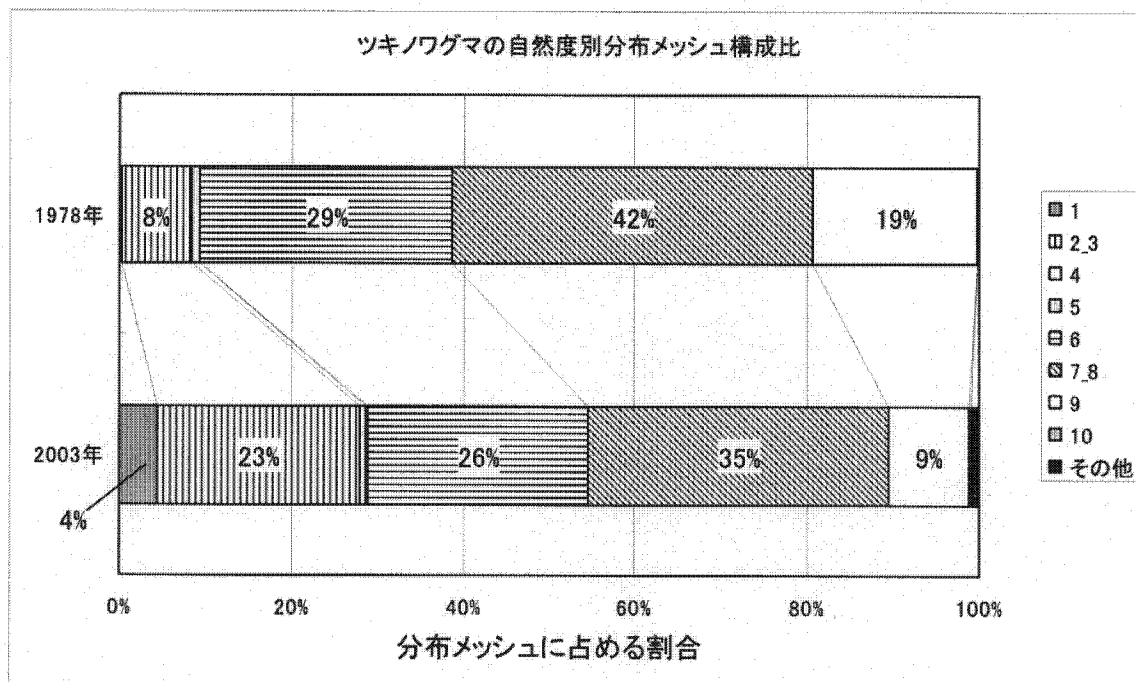
3. ニホンザル

植生自然度 2－3（耕作地・緑の多い住宅地及び樹園地）が増加している。



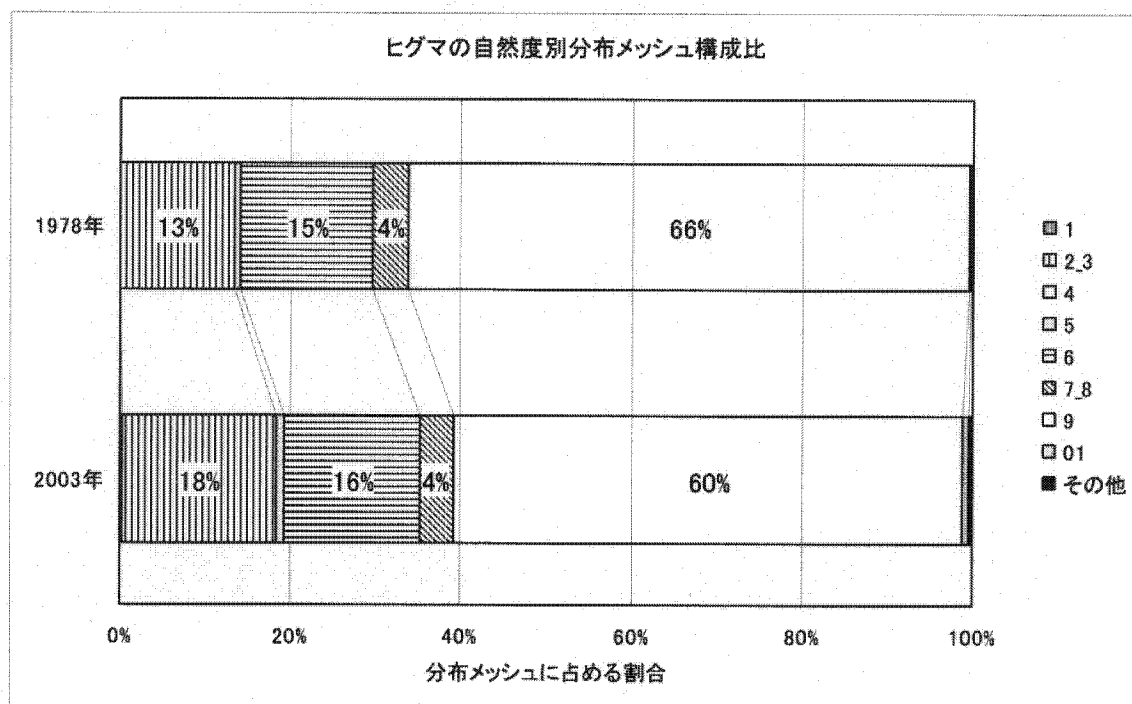
4. ツキノワグマ

植生自然度 1（市街地）、及び 2－3（耕作地・緑の多い住宅地及び樹園地）が増加している。



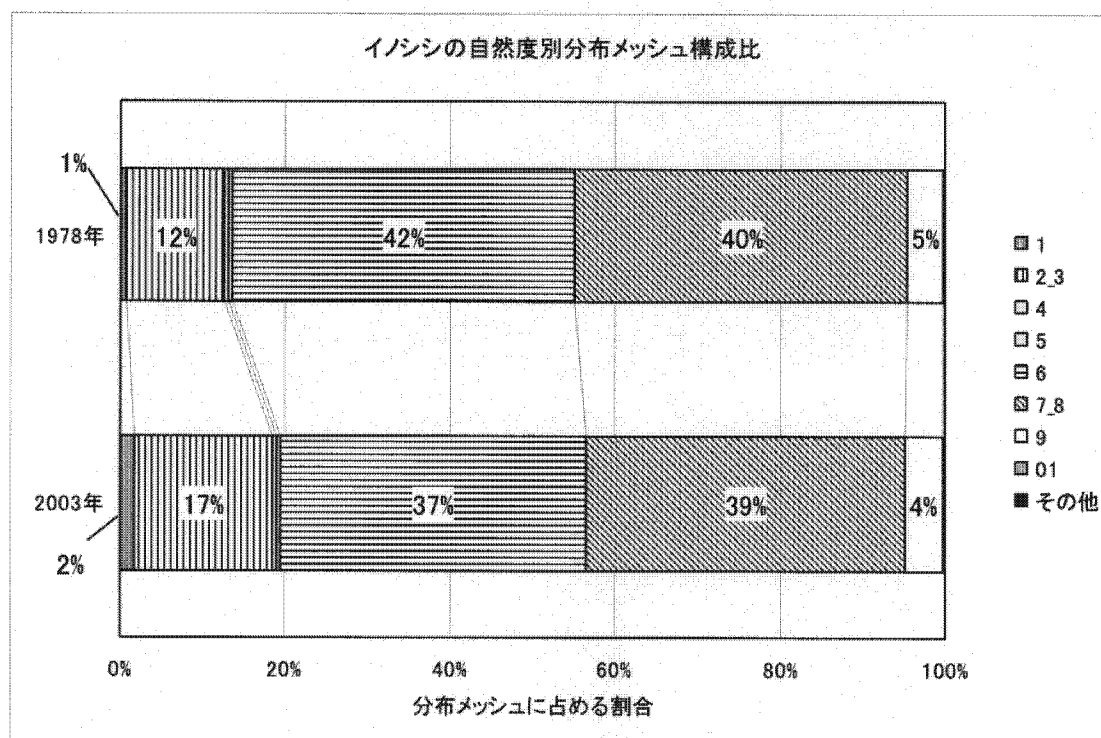
5. ヒグマ

植生自然度 2 - 3（耕作地・緑の多い住宅地及び樹園地）が増加している。



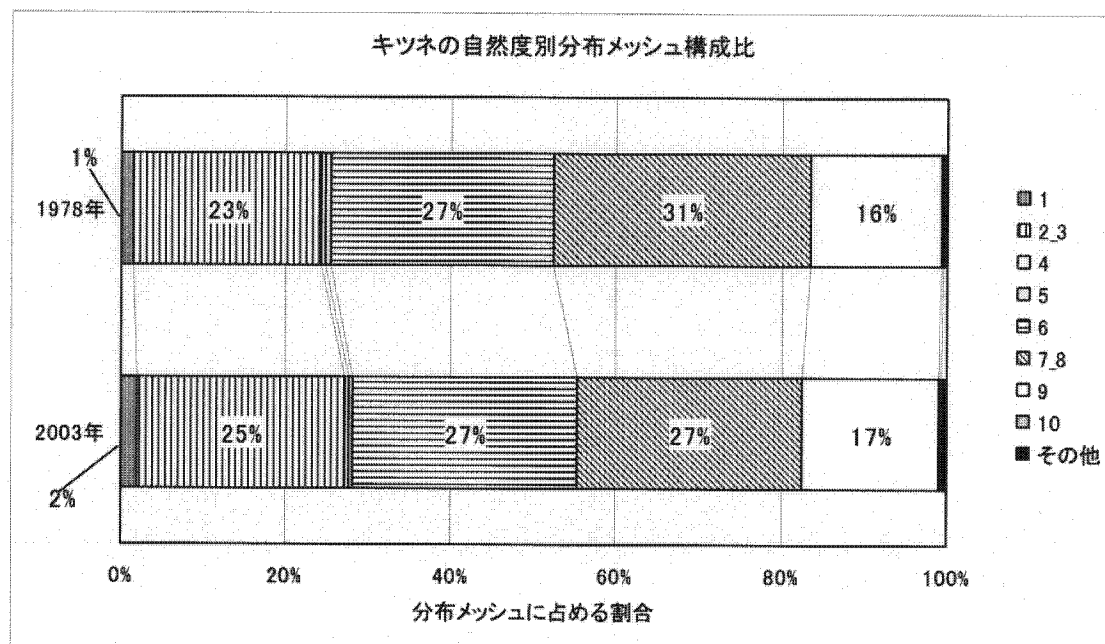
6. イノシシ

植生自然度 2 - 3（耕作地・緑の多い住宅地及び樹園地）が増加している。



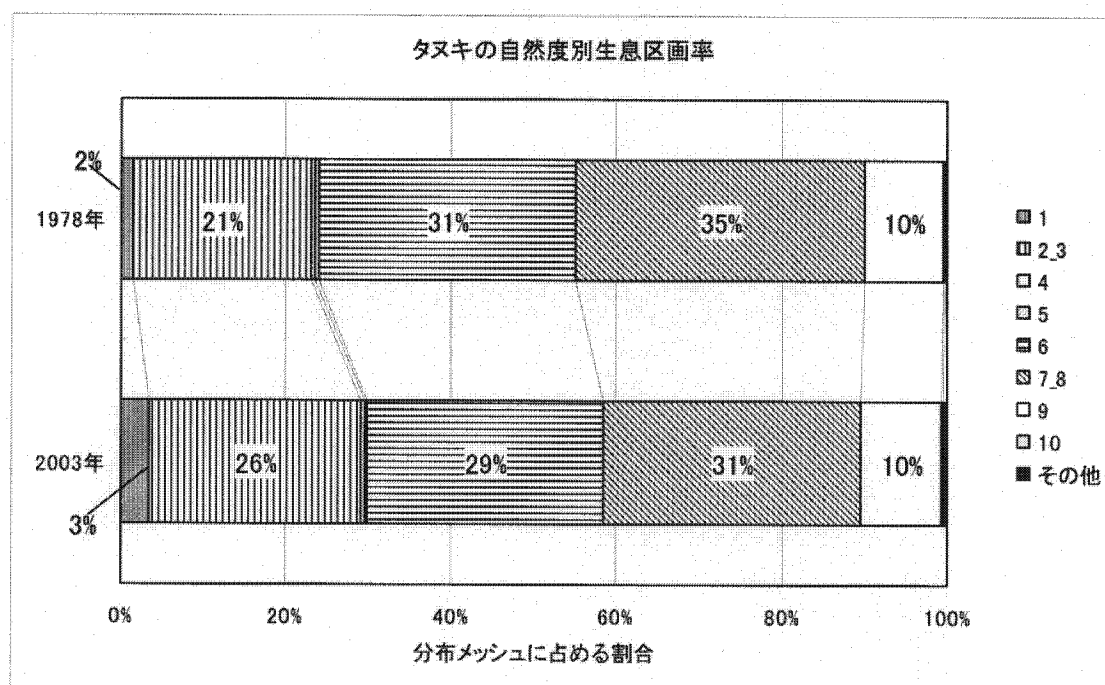
7. キツネ

植生自然度 2－3（耕作地・緑の多い住宅地及び樹園地）がやや増加している。

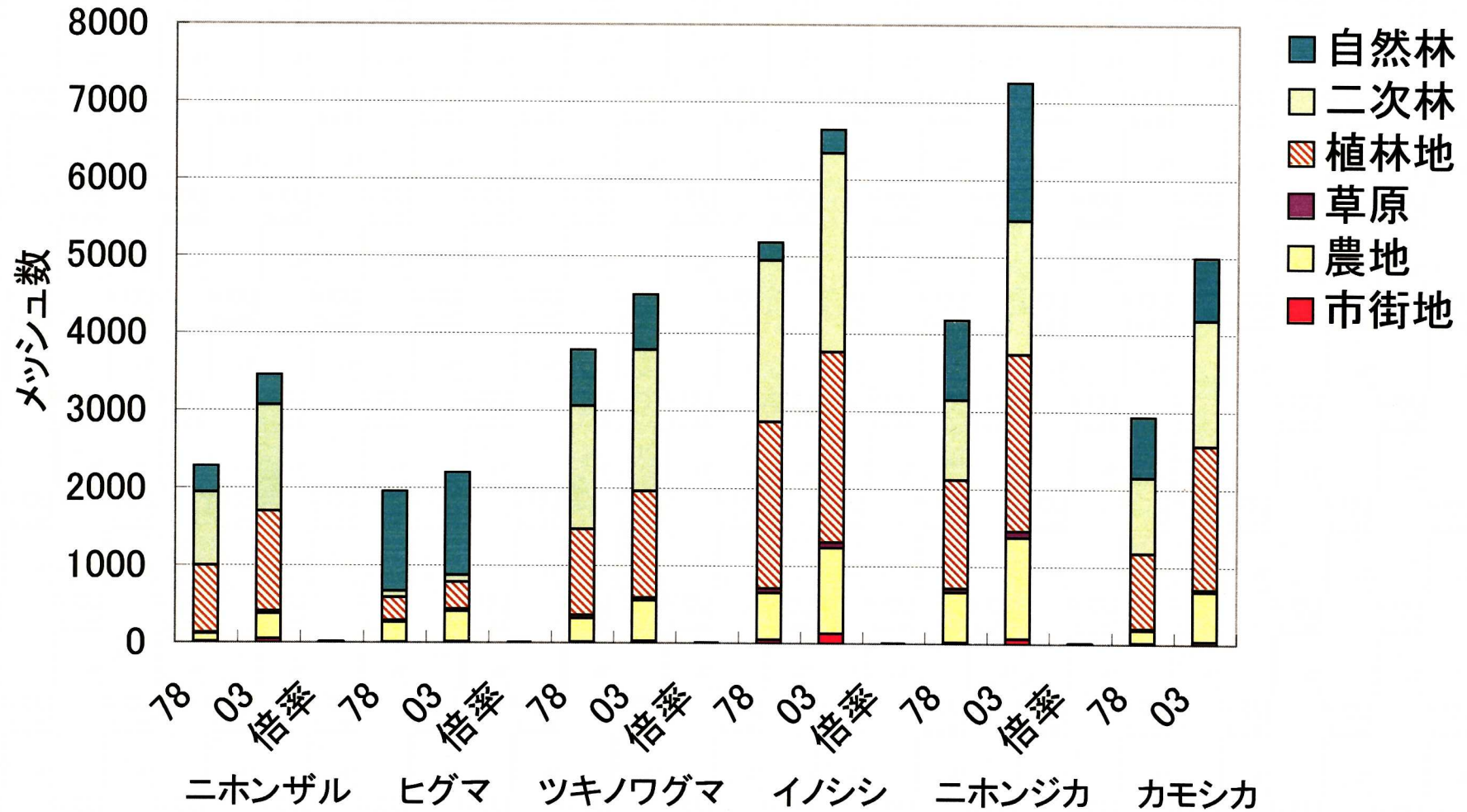


8. タヌキ

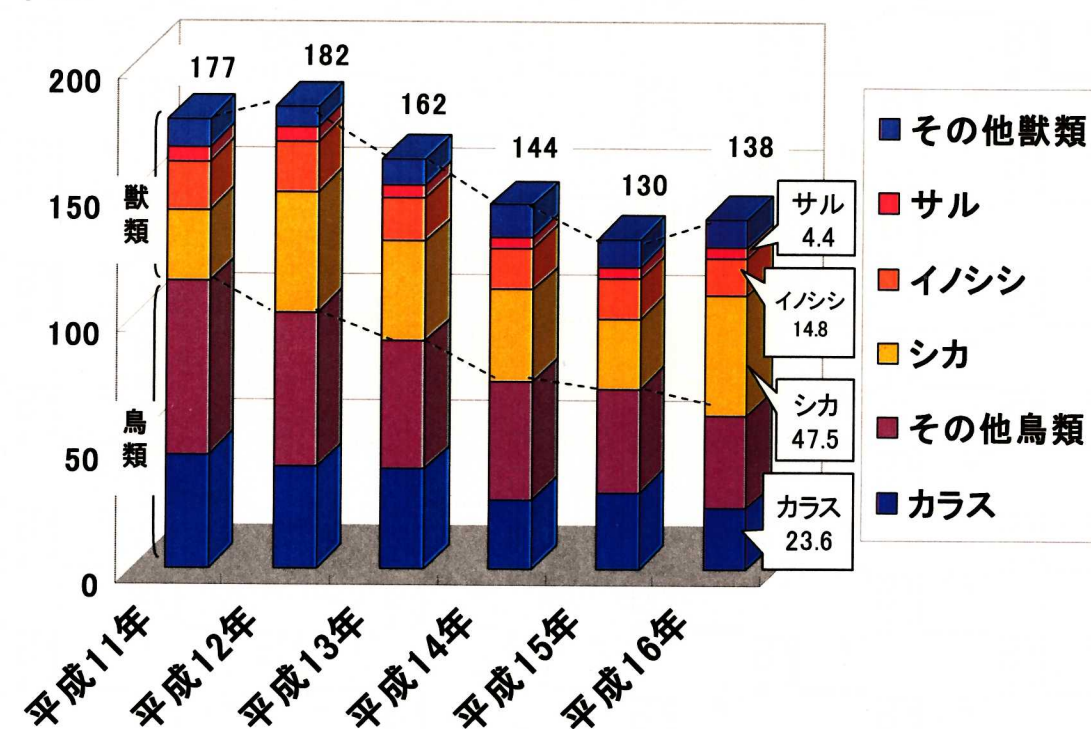
植生自然度 1（市街地）、2－3（耕作地・緑の多い住宅地及び樹園地）がやや増加している。



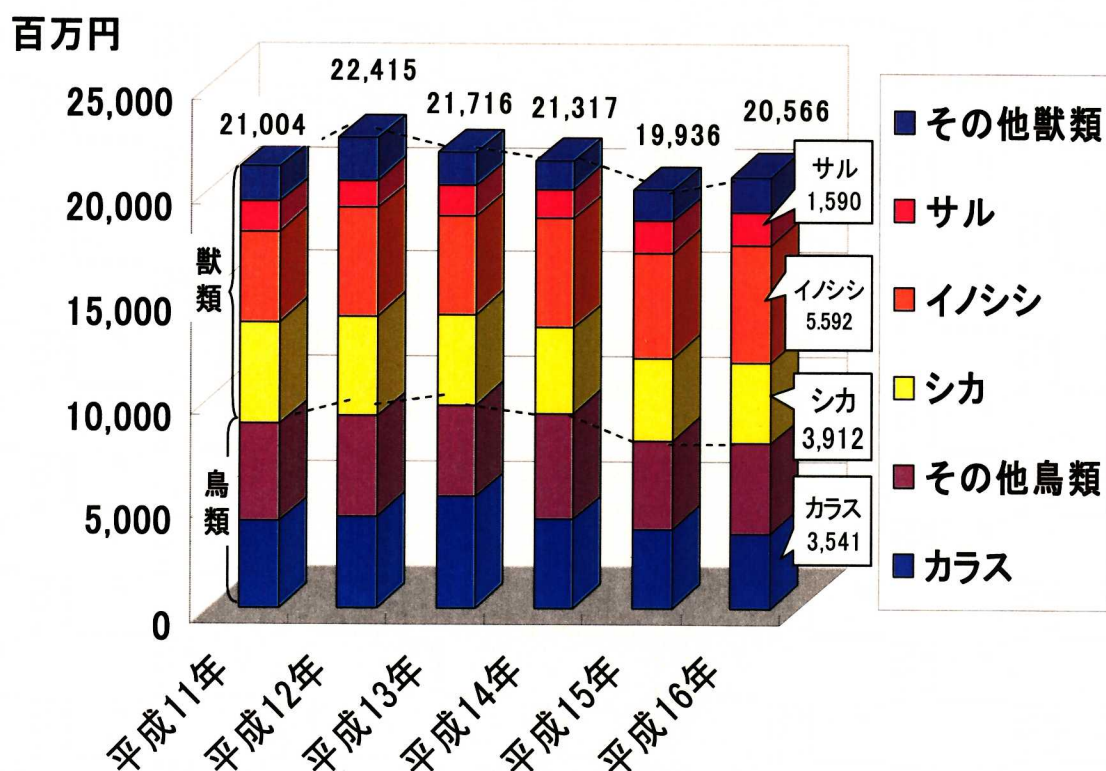
大型哺乳類の分布変化と植生との関係



野生鳥獣による農作物被害面積の推移



野生鳥獣による農作物被害額の推移



国内の自然公園等における ニホンジカによる生態系への影響

表 アンケート調査結果

国立公園名	生態系影響の有無	特定植物の退行	特定植物の繁茂	特定動物の減少	特定動物の増加	土壌の流出	水質の悪化	脆弱な植生の変化
利尻礼文サロベツ	無							
知床	有	○	○	○	○			
阿寒	有	○	○					
釧路湿原	有	○						
大雪山	有	○						○
支笏洞爺	有	○						
十和田八幡平	—							
陸中海岸	有	○				○		
磐梯朝日	—							
日光	有	○	○	○			○	○
上信越高原	無							
秩父多摩甲斐	有	○	○					
小笠原	—							
富士箱根伊豆	有							
中部山岳	無							
白山	—							
南アルプス	有							
伊勢志摩	有							
吉野熊野	有	○		○				
山陰海岸	—							
瀬戸内海	有	○						
大山隠岐	無							
足摺宇和海	有	○				○		
西海	有	○				○		
雲仙天草	無							
阿蘇くじゅう	無							
霧島屋久	有	○						
西表	—							

—：生息なし

注：生態系への影響には林業への影響についての回答は除いて記載した。

特定鳥獣保護管理計画の策定状況

平成18年9月1日現在

	ニホンジカ	ツキノワグマ	ニホンザル	イノシシ	ニホンカモシカ
北海道	◎				
青森			◎		
岩手	◎	◎			◎
宮城			◎		
秋田		◎	◎		◎
山形					
福島					
茨城				◎	
栃木	◎	◎	◎		
群馬	◎		◎		◎
埼玉				◎	
千葉	◎		◎		
東京	◎				
神奈川	◎		◎		
新潟					
富山			◎		
石川		◎	◎		
福井	◎				
山梨	◎			◎	
長野	◎	◎	◎		◎
岐阜					◎
静岡	◎				◎
愛知	◎		◎	◎	◎
三重	◎				
滋賀	◎		◎		
京都	◎	◎			
大阪	◎				
兵庫	◎	◎			
奈良	◎				
和歌山			(◎)		
鳥取				◎	
島根	◎	◎		◎	
岡山	◎	◎		◎	
広島	◎	◎		◎	
山口	◎	◎		◎	
徳島	◎			◎	
香川	◎			◎	
愛媛				◎	
高知	◎			◎	
福岡	◎			◎	
佐賀				◎	
長崎	◎(2地域)			◎	
熊本	◎				
大分	◎			◎	
宮崎	◎		◎		
鹿児島	◎				
沖縄					
計画数	32	11	13	17	7

注) 1 42都道府県、80計画が策定されている。

2 和歌山県については、特定鳥獣保護管理計画の計画期間は終了しているが、その趣旨を踏まえた保護管理が継続されている。

カワウ問題に関する環境省の取り組み

1. カワウの生態・被害対策等に係る調査の実施 (H12～14 年度)

カワウの生息状況等の生態や被害や管理に関する研究事例の収集等を行い、保護管理対策のあり方について検討。

2. 特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（カワウ編）の作成 (H15 年度)

上記調査結果を踏まえ、カワウの適切な管理を行うために、主に都道府県の行政担当者向けに考え方等を整理したもの。カワウの広域保護管理の必要性等について解説。各都道府県等に配布。

※環境省HPでも公開 (<http://www.env.go.jp/nature/report/h17-03/index.html>)

3. 野生鳥獣保護管理技術者研修会におけるカワウ研修の開催 (H16 年度～)

本研修会は主に都道府県鳥獣保護行政担当者を対象にしたものであるが、昨年度よりカワウも対象に追加。

平成 16 年度はカワウに係る研修会は 11 月に開催、全国より水産担当者なども含む 36 名が参加。

平成 17 年度は 8 月 31 日～9 月 2 日に滋賀県米原市にて開催 31 名が参加。

4. カワウの広域保護管理対応 (H16 年度～)

カワウの広域的な管理に係る取組を関東ブロック及び中部・近畿ブロックにおいて推進。

関東ブロック (10 都県^{*1}) については、専門家、関係都県、関係省庁、利害関係者等から構成される広域協議会を平成 17 年 4 月に設立し、11 月に広域的な保護管理指針を策定。

中部・近畿ブロック (15 府県^{*2}) については、平成 18 年 5 月に広域協議会を設立して専門家、関係県、関係省庁等とともに広域的な保護管理指針を策定するため準備を進めつつ、情報の共有を推進。

^{*1} 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県 (東部)

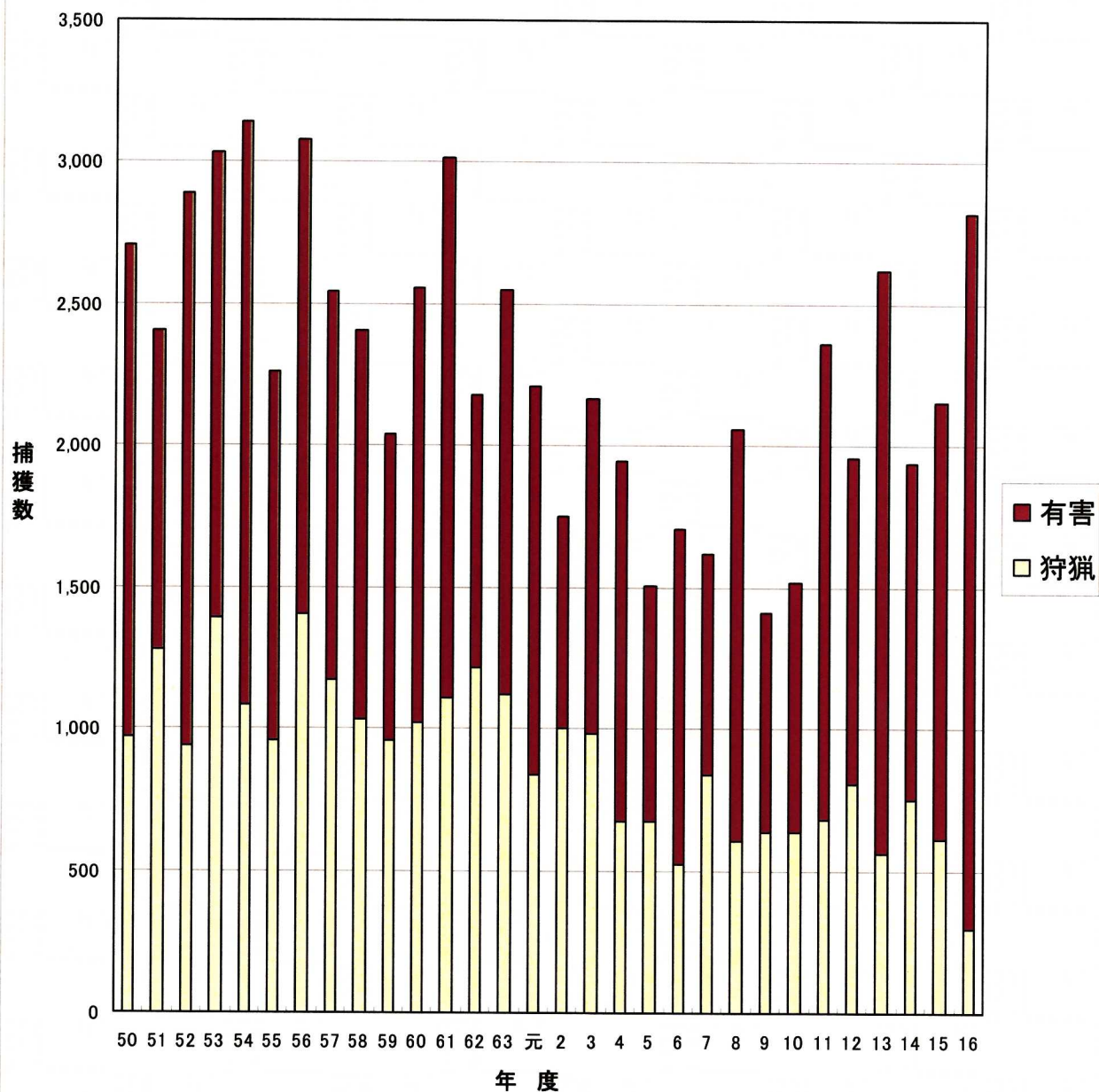
^{*2} 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県 (西部)、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県

(参考：H18 年度の事業)

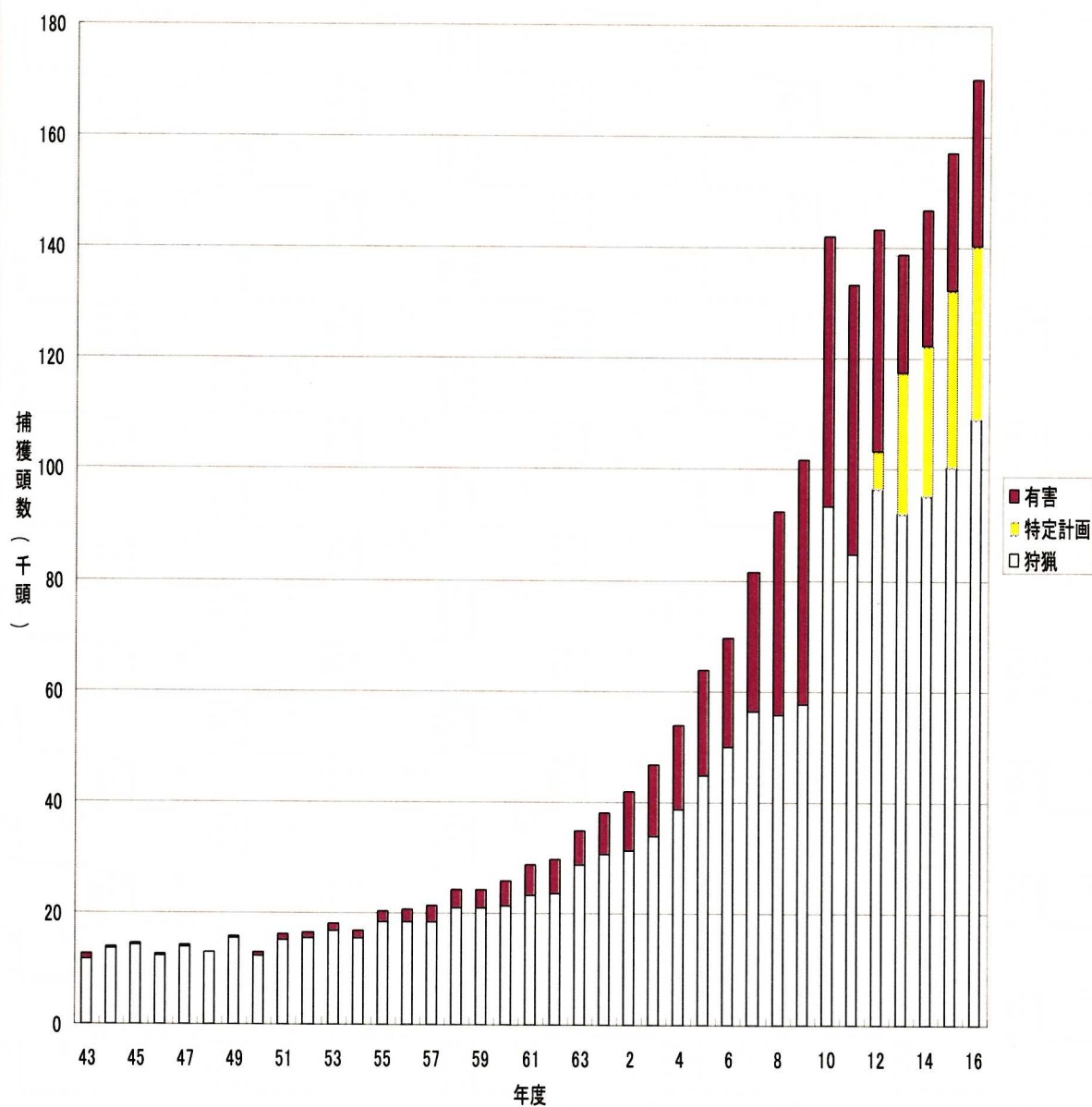
- ・広域協議会の運営及び研修を引き続き実施するとともに、必要な調査を実施。
- ・H18 年度より 3 カ年の予定で、カワウの広域的な移動実態を解明するため、GPS 発信器を活用した調査を実施。

主な鳥獣の捕獲数の推移

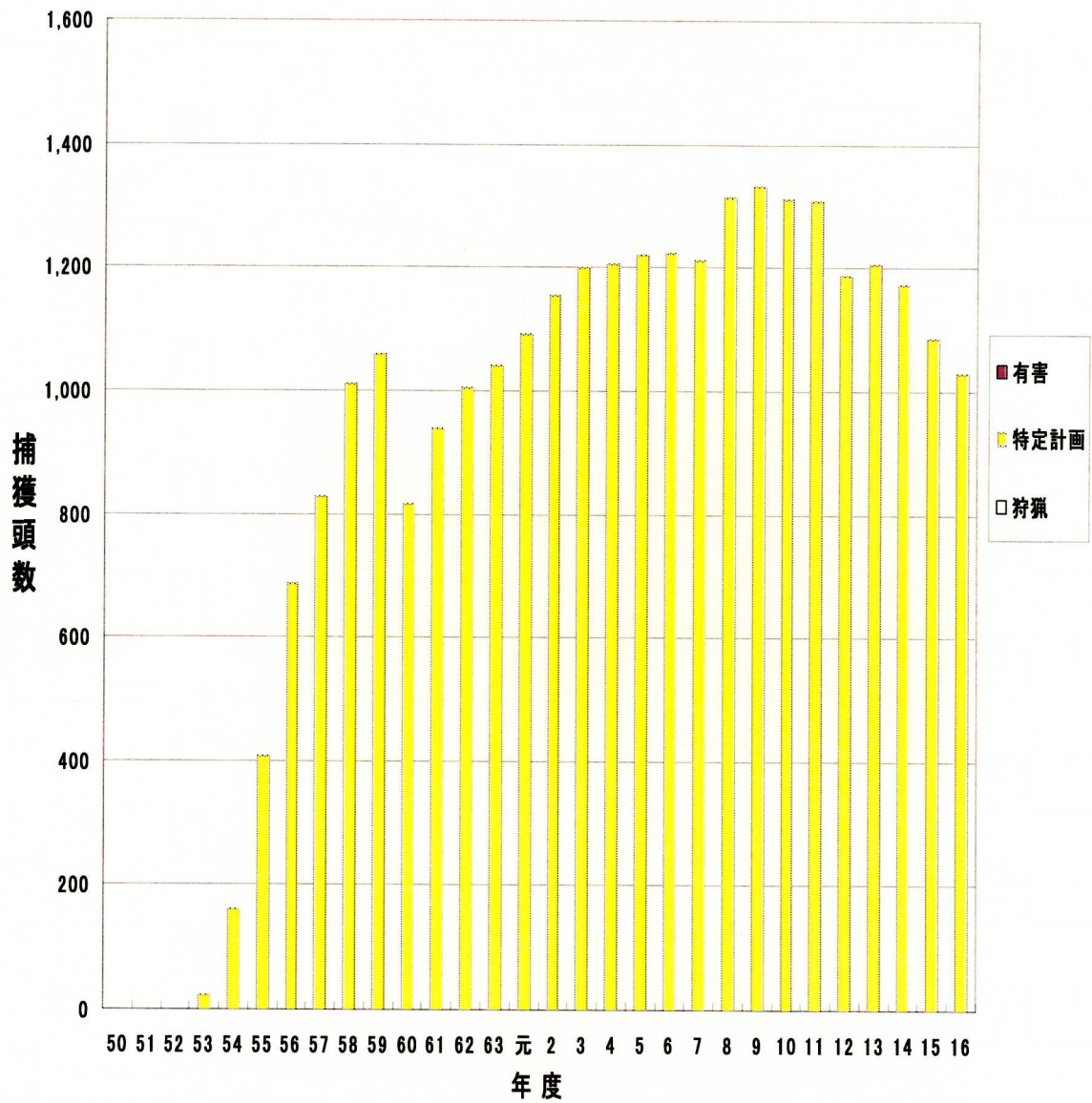
クマの捕獲数の推移



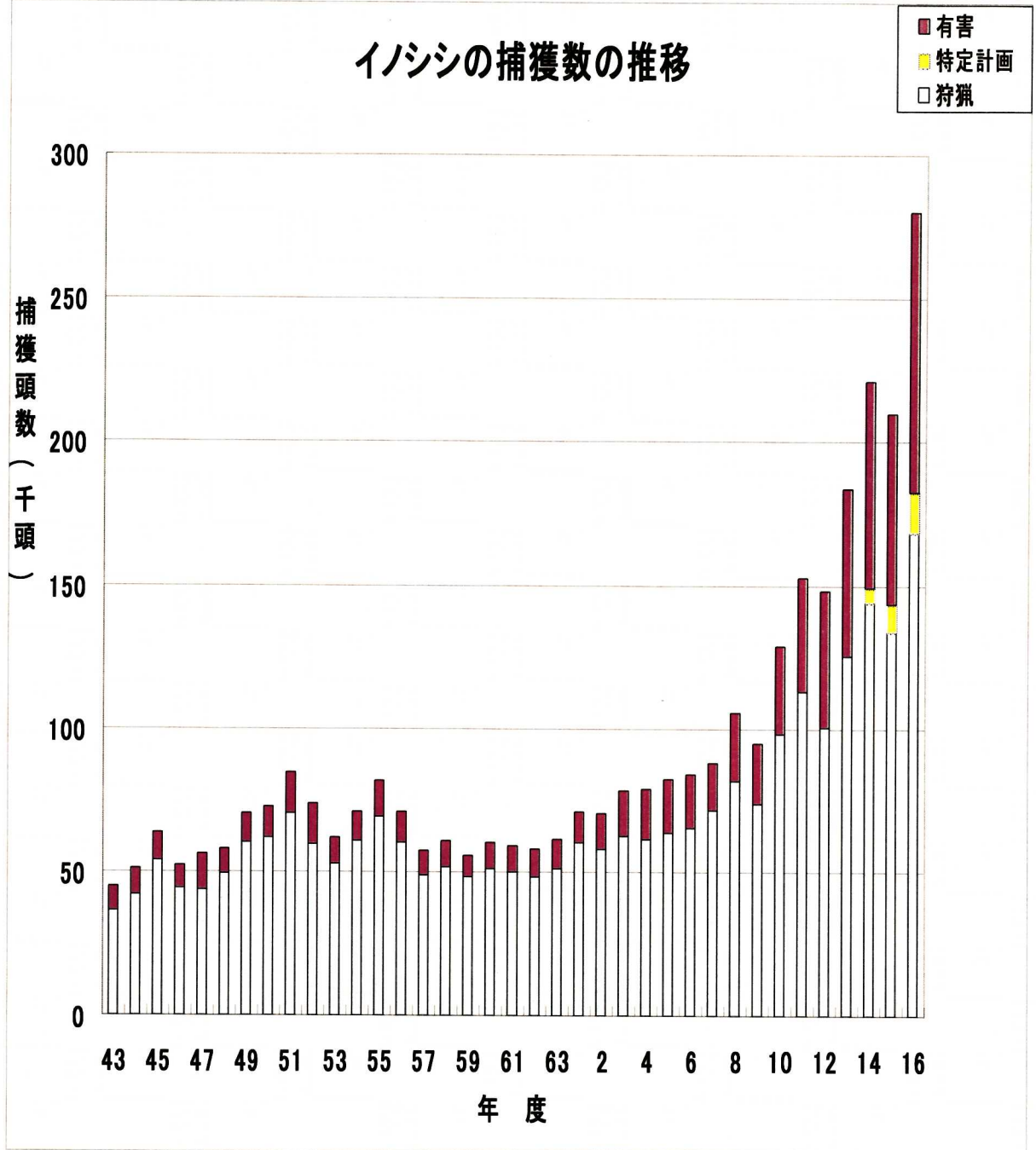
シカの捕獲数の推移



カモシカの捕獲数の推移



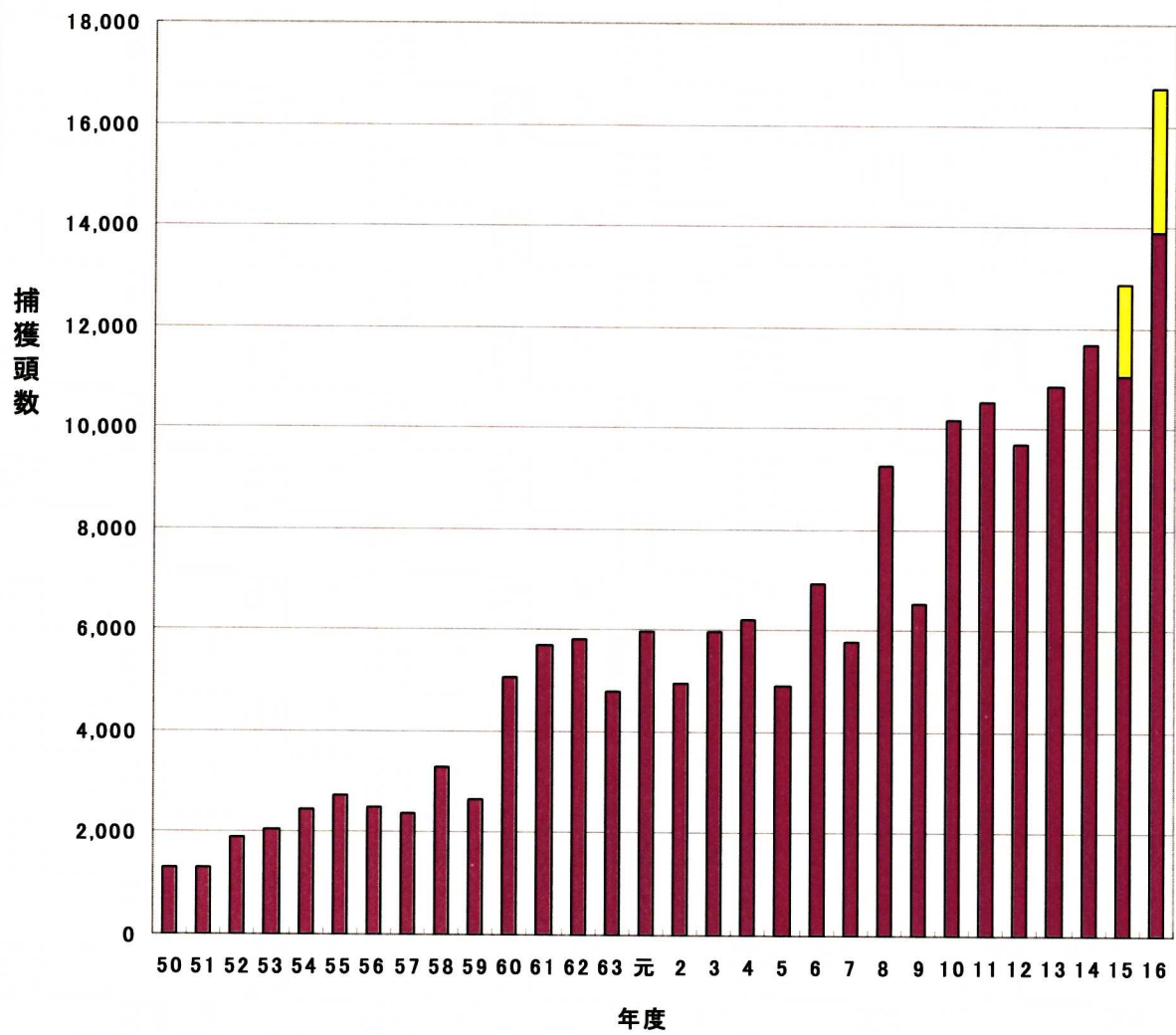
イノシシの捕獲数の推移



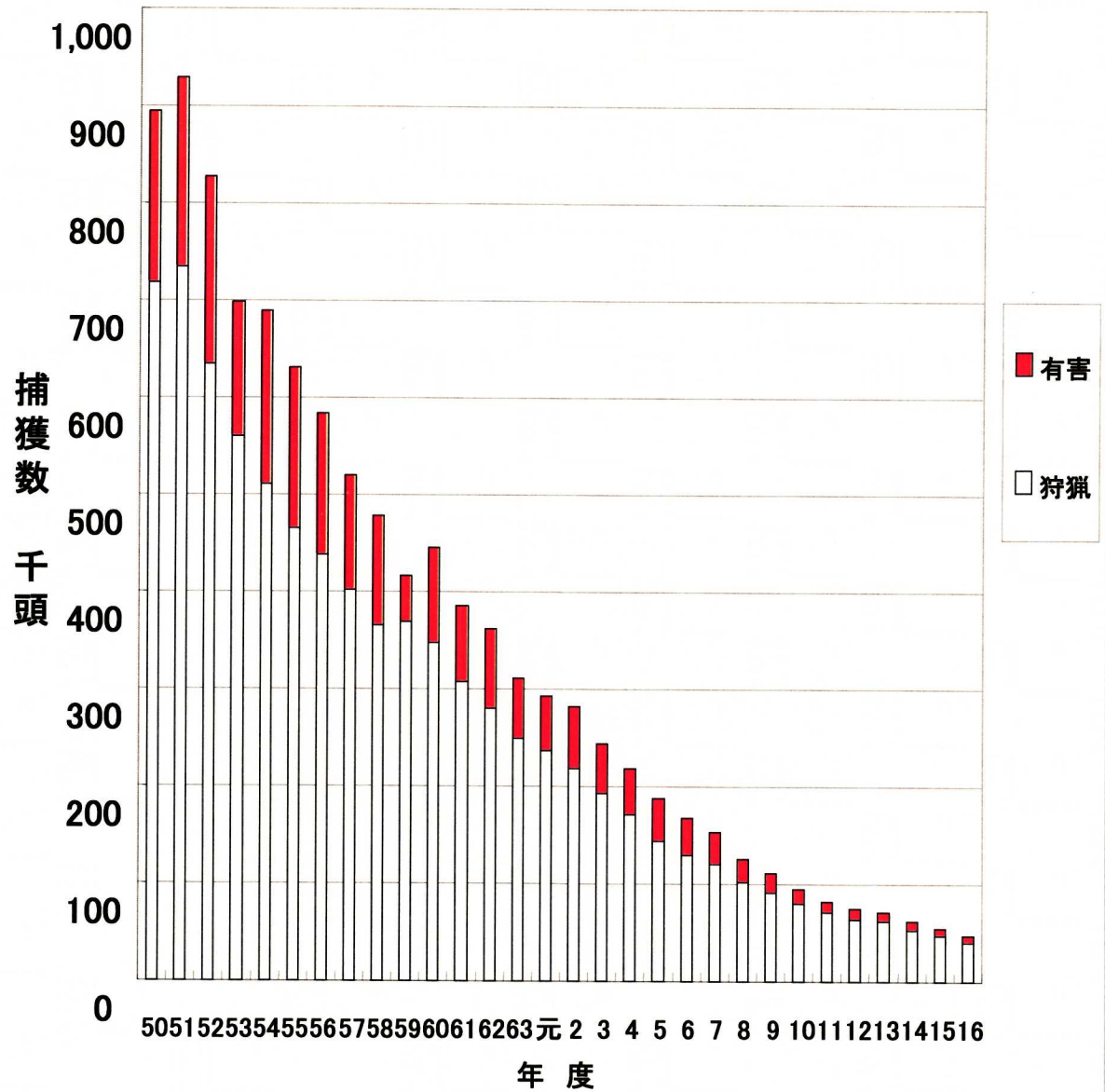
サルの捕獲数の推移

■ 特定計画

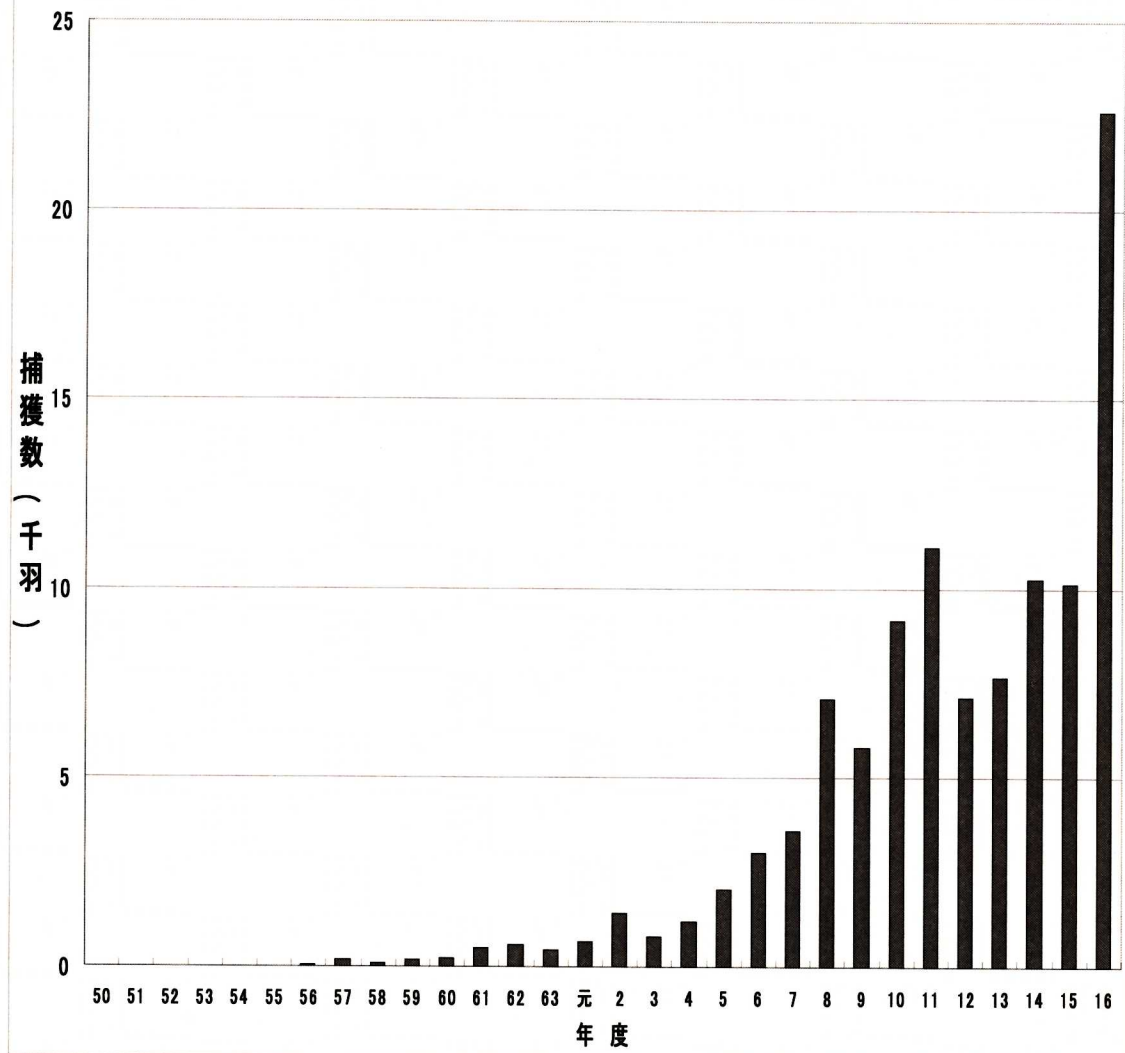
■ 有害



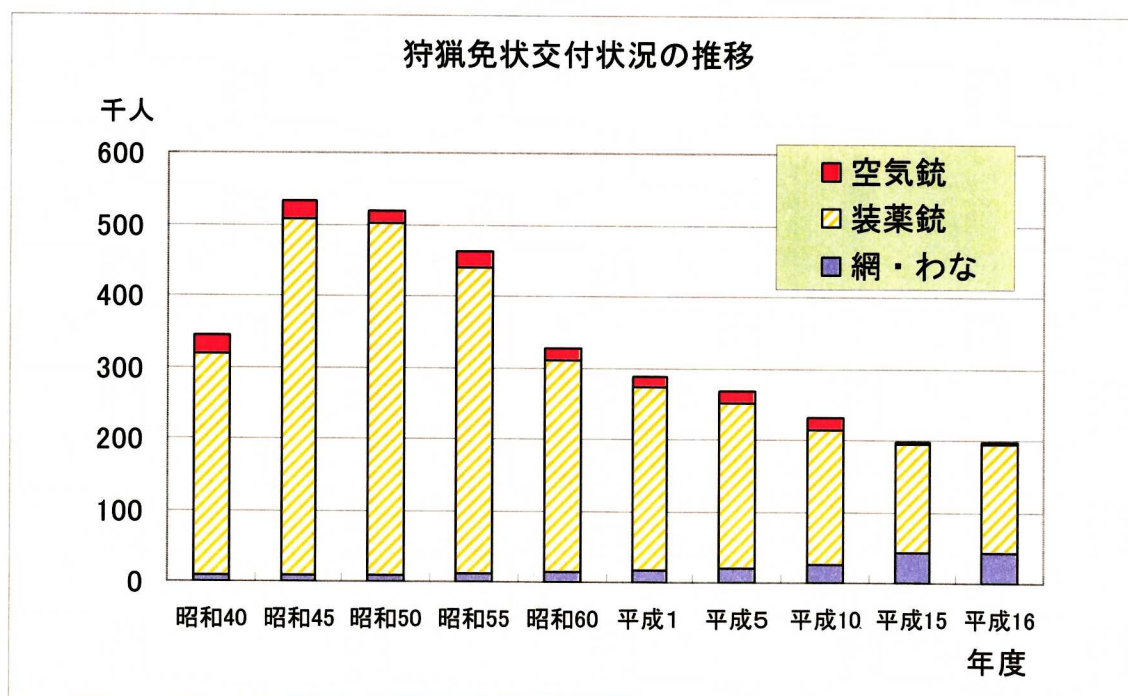
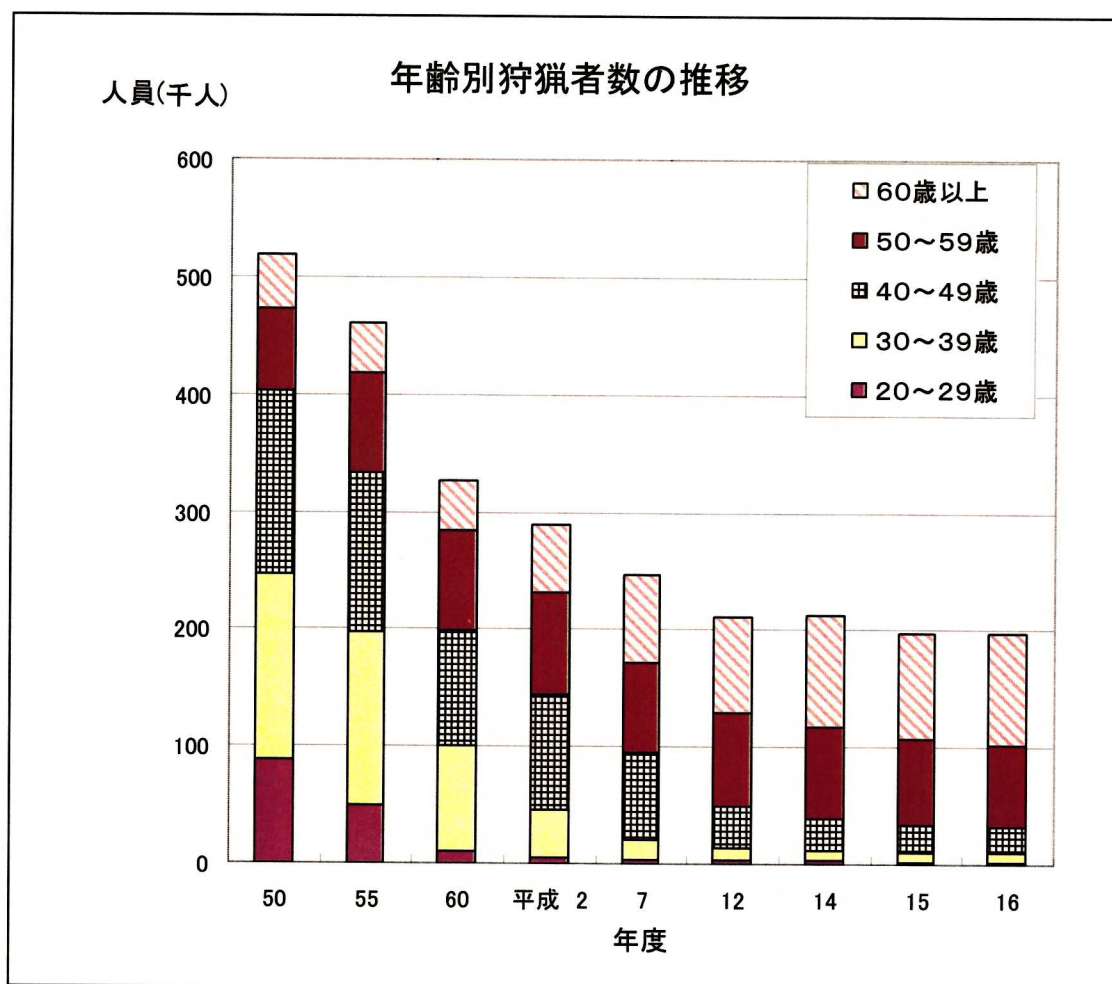
ノウサギ捕獲数推移

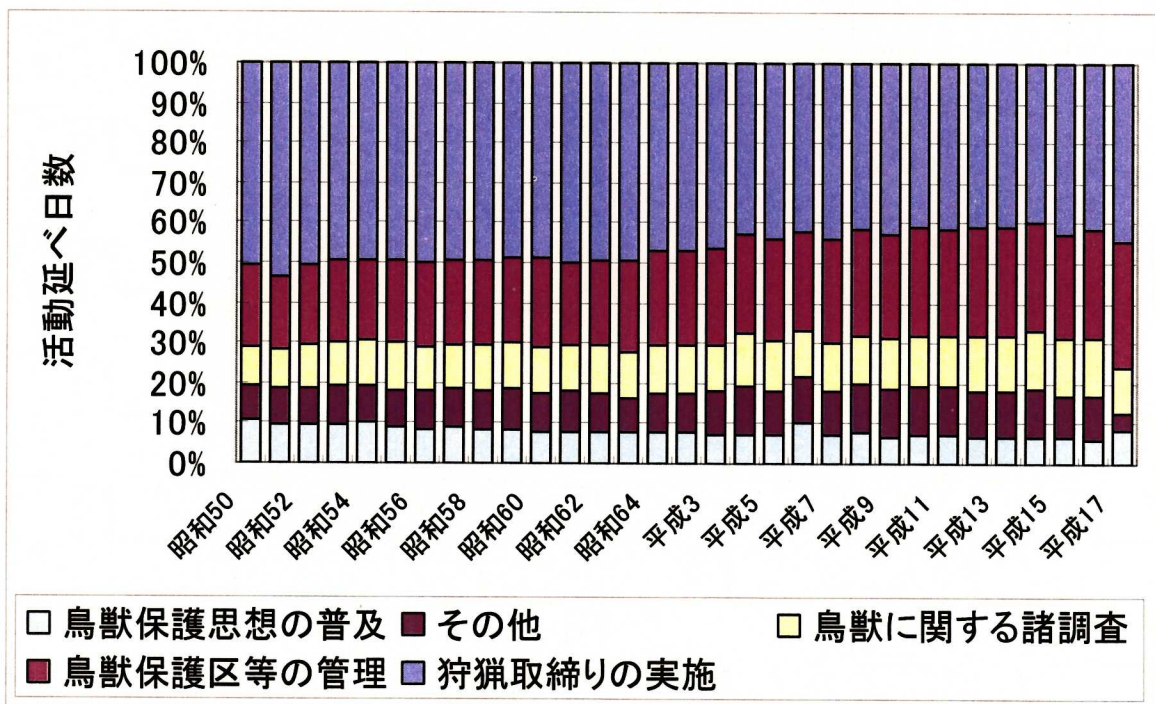
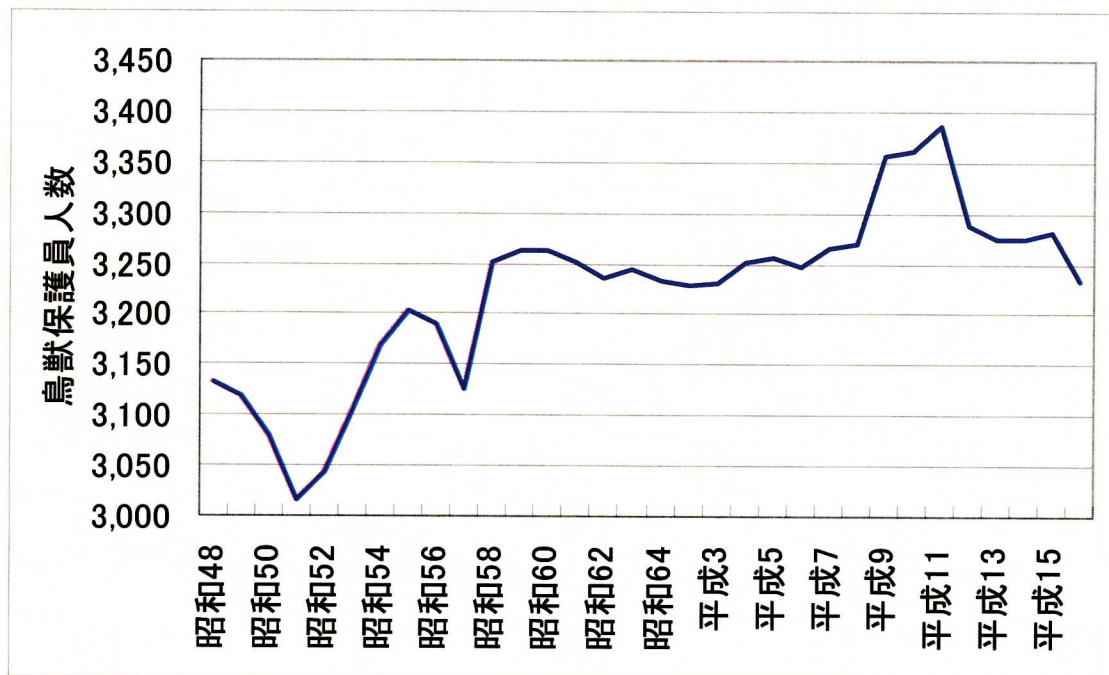


カワウの捕獲数の推移



鳥獣保護管理に関わる人材





<鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の概要>

本改正のねらい

生息数が著しく増加した一部の鳥獣(シカ、イノシシ等)による農林業、自然植生への被害の多発

生息数が著しく減少した鳥獣等の存在

- 狩猟規制の見直し
- 鳥獣の保護施策の強化

改正案の骨子

1. 地域における鳥獣の生息状況の変化等を踏まえた狩猟規制の見直し

休猟区における特定鳥獣の狩猟の特例

- 農林業被害を防止するため、休猟区のうち都道府県知事が指定した区域において特定鳥獣(シカ、イノシシ等)の捕獲等を行うことができることとする。

狩猟免許の区分の見直し

- 鳥獣による農業被害を防ぐことを目的にわな猟を行おうとする農家等の狩猟免許の取得促進のため、現行の「網・わな猟免許」を「網猟免許」と「わな猟免許」とに区分す

適切な捕獲等を進めるのための入猟者承認制度の創設

- 生息数が増加している狩猟鳥獣について、捕獲禁止措置の緩和が求められていること等から、都道府県知事等の事前承認を受けることにより、一定の区域等において当該鳥獣の捕獲ができることとする。

わな猟に係る危険防止のための制度の創設

- 人への危険予防の見地から、危険性の高いわなについて、その使用を禁止、制限する区域を指定することができることとする。

網及びわなへの設置者の氏名等の表示義務付け

- 網及びわなの違法な設置を的確に防止するため、すべての網及びわなについて、その設置者の住所、氏名等の表示を義務付けることとする。

2. 鳥獣の保護施策の強化

鳥獣保護区における保全事業の創設

- 国及び都道府県は、鳥獣保護区において、鳥獣の生息環境改善のための施設を設置する等の事業を行うこととする。

輸入鳥獣の識別措置

- 鳥獣の違法捕獲又は違法輸入を防止するため、適法に輸入された鳥獣に環境大臣が標識を交付する制度を導入し、当該標識の装着を義務付けることとする。

- 狩猟を活用したきめ細かな鳥獣の保護管理
- 狩猟の担い手の確保

- 鳥獣保護区の機能強化
- 鳥獣の違法捕獲の防止

人と鳥獣が共生できる社会の構築

高病原性鳥インフルエンザに関する 環境省の取組について

環境省では、鳥インフルエンザ等の野生鳥獣の感染症に係る取組として、17年度より「野生鳥獣感染症対策事業」を開始し、以下の事業について取組を進めている。

1 野生鳥獣感染症対策検討会の設置

平成17年4月に鳥インフルエンザ等の感染症及び野鳥の専門家等からなる「野生鳥獣感染症対策検討会」を設置し、当省が実施している渡り鳥の飛来経路解明事業、野鳥のモニタリング等の各種事業に対し、指導・助言を行っている。なお、当省では本検討会の助言・指導に基づき高病原性鳥インフルエンザ発生時の都道府県の野生鳥獣担当部局等の対応マニュアルをとりまとめ、各都道府県に配布した。

2 渡り鳥の飛来経路解明

ウイルスの運搬に渡り鳥が関与した可能性も指摘されており、発生国からのウイルス運搬に関与すると考えられる渡り鳥について衛星追跡による飛来経路解明を進めている。

3 モニタリングの実施（平成16年度～）

平成16年度に山口県、長崎県及び沖縄県において大陸方面からの渡り鳥や野鳥を捕獲し、高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況について調査を実施しており、今年度も上記検討会の指導・助言を受けつつ調査を進めている。

これまでに、千葉県において捕獲した水鳥及び長崎県において陸鳥、沖縄等において東南アジア方面からの渡り鳥を捕獲し検査した結果、高病原性鳥インフルエンザ（H5型及びH7型）ウイルスについては、全て陰性であった（調査結果は別紙参照）。なお、今年度も引き続きシベリアや東南アジア方面からの渡り鳥の調査を行う予定である。

4 情報収集・提供

鳥インフルエンザウイルスの分離や当省のモニタリングの結果等に関する情報を随時、都道府県の担当部局に情報提供している。なお、野鳥の異状及び都道府県における野鳥調査の実施結果等に関して、各都道府県から情報を提供していただいているが、現在のところ、高病原性鳥インフルエンザによる野鳥の大量死等の連絡はない。

また、関係省庁連絡会議への出席など随時関係省庁との情報交換等に努めている。

5 連携施策群について

総合科学技術会議で、科学技術連携施策群としているテーマのひとつが新興・再興感染症であり、厚生労働省、農林水産省、文部科学省及び環境省の4省が連携して取り組んでおり、環境省は渡り鳥の飛来経路の解明等の研究に対して協力している。